

令和3年

第1回柳泉園組合議会定例会議録

令和3年2月24日開会

柳泉園組合議会

令和3年第1回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	4
・諸般の報告	5
・施政方針	6
・行政報告	6
・報告第1号	3 7
・議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 9
・議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 4
・議案第3号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 4
・議案第4号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 8
・議案第5号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 3
・議案第6号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 3
○閉 会	6 9

令和3年第1回

柳泉園組合議会定例会会議録

令和3年2月24日 開会

議事日程

1. 会期の決定
 2. 会議録署名議員の指名
 3. 諸般の報告
 4. 施政方針
 5. 行政報告
 6. 報告第1号 専決処分の報告について
 7. 議案第1号 柳泉園組合行政手続条例
 8. 議案第2号 柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例
 9. 議案第3号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 10. 議案第4号 令和2年度柳泉園組合一般会計補正予算(第3号)
 11. 議案第5号 令和3年度柳泉園組合経費の負担金について
 12. 議案第6号 令和3年度柳泉園組合一般会計予算
-

1 出席議員

1番 野島武夫	2番 三浦 猛
3番 村山 順次郎	4番 後藤 ゆう子
5番 森 しんいち	6番 稲垣 裕二
7番 原 和 弘	8番 山崎 美和
9番 清水 ひろなが	

2 関係者の出席

管 理 者	並 木 克 巳
副 管 理 者	渋谷 金太郎
副 管 理 者	池 澤 隆 史
助 役	鹿 島 宗 男

会計管理者	渋谷 千 春
清瀬市都市整備部長	南 澤 志 公
東久留米市環境安全部長	下 川 尚 孝
西東京市みどり環境部長	青 柳 元 久

3 事務局・書記の出席

総務課長	横 山 雄 一
施設管理課長	山 田 邦 彦
技術課長	米 持 譲
資源推進課長	濱 野 和 也

書記	近 藤 修 一
書記	上 里 直 樹
書記	八 角 秀 亮
書記	田 中 佐 知

午前 9時59分 開会前

○議長（三浦猛） 皆様おはようございます。開会前でございますが、渋谷副管理者より、公務により遅参するとの連絡がございましたので、御報告いたします。

午前10時00分 開会

○議長（三浦猛） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和3年第1回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（三浦猛） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、2月17日に代表者会議が開催されております。また、議員提出議案に関する申合せについて協議するため、1月19日に代表者会議が開催されております。併せまして、東久留米市の代表委員、村山順次郎議員に報告を求めます。

○3番（村山順次郎） 去る2月17日、令和3年第2回代表者会議が開催され、令和3年第1回柳泉園組合議会定例会その他について協議しておりますので、御報告を申し上げ

ます。また、1月19日に令和3年第1回代表者会議が開催され、議員提出議案に関する申合せ事項について協議しておりますので、併せて御報告いたします。なお、この申合せ事項につきましては、既にお手元に御配付済みでございます。

令和3年第1回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、2月24日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもつての報告といたします。

次に、「日程第4、施政方針」と「日程第5、行政報告」を続けて行い、行政報告の終了後に一括して質疑をお受けいたします。

次に、報告事項といたしまして、「日程第6、報告第1号、専決処分の報告について」の報告を求め、質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第7、議案第1号、柳泉園組合行政手続条例」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第8、議案第2号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例」と「日程第9、議案第3号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は関連がございますので、一括で上程し、採決いたします。

次に、「日程第10、議案第4号、令和2年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）」を上程し、採決をいたします。

次に、「日程第11、議案第5号、令和3年度柳泉園組合経費の負担金について」と「日程第12、議案第6号、令和3年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので、一括で上程し、採決をいたします。

以上で本日予定された日程は全て終了となり、令和3年第1回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議での第1回定例会に係る決定事項でございます。

続きまして、柳泉園組合議会の議員提出議案に関する申合せについて御報告いたします。議員提出議案について、その取扱い等について協議したものでございます。

まず、第1項では、議案は全て文書をもって提出することといたします。これは、議員提出議案を提出するときは、口頭ではなく、文書で議長に提出することといたします。

次に、第2項では、提出者と賛成者の要件について定めております。予算案を除く議会で議決すべき事項については、提出者1名以上で要件が整います。決議案や意見書などについては、提案者のほか、賛成者1名以上を必要といたします。

次に、第3項では、議員提出議案の提出期限を定めるものでございます。市議会などでは会期中はいつでも提出できることとなっておりますが、柳泉園組合議会では、会期も1日限りとなっていること、議員同士が協議等を行うことも困難であることが想定されることに加え、事務取扱についても考慮した上で、本会議の10日前をめどに提出することといたしました。ただし、緊急を要するものについてはこの限りではないものといたします。

次に、第4項ですが、上程を決する代表者会議の取扱いについて定めております。提案者は代表者会議に出席をし、提案理由や概要等を説明していただきます。この場合において、本会議のおよそ1週間前に開催する代表者会議においては、提出要件の整ったものについて内容を審議いたします。その後に賛成者を募り、賛成者の署名がされたものを本会議当日の代表者会議に諮って、上程すべきか否かを決めます。なお、賛成者は議案説明の折に署名することといたします。

次に、第5項では、本会議に上程された際の取扱いについて定めております。当該議員提出議案が本会議に上程された後、提出者は自席で提案理由を説明し、質疑に対し答弁していただきます。採決については、提案者及び賛成者も含め、参加できるものといたします。

以上が代表者会議における決定事項でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦猛） 以上で報告を終わります。

ただいまの代表委員報告に対し、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員御報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（三浦猛） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

4番、後藤ゆう子議員、5番、森しんいち議員、以上のお二人にお願いいたします。

○議長（三浦猛） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦猛） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） 本日、令和3年柳泉園組合議会第1回定例会の開催に当たりまして、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

各市とも第1回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、令和3年度における主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方について申し上げさせていただき、行政報告では令和2年11月から令和3年1月までの主な事務事業について御報告させていただきます。

また、御案内のとおり、専決処分の報告、条例の制定、各条例の一部改正、補正予算及び令和3年度当初予算案など6件の議案を御提案させていただいております。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第1回定例会の開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三浦猛） 次に、助役より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○助役（鹿島宗男） 議長のお許しをいただきまして、御報告をいたします。

2月7日に行われました西東京市長選挙で当選され、2月18日付で西東京市長に就任されました池澤副管理者を御紹介いたします。

西東京市長の池澤隆史副管理者でございます。

○副管理者（池澤隆史） ただいま御紹介をいただきました、2月18日より西東京市長に就任をいたしました池澤隆史でございます。

廃棄物行政につきましては、市民の皆様にも最も身近な行政サービスでございます。柳泉園組合、そして構成市の皆様と連携を図りながら、柳泉園組合副管理者として全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○助役（鹿島宗男） 以上で紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三浦猛） 「日程第4、施政方針」及び「日程第5、行政報告」を続けて行います。なお、質疑につきましては、行政報告が終了した後、一括してお受けいたします。

○管理者（並木克巳） 令和3年第1回柳泉園組合議会定例会に当たり、令和3年度における柳泉園組合の主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方を申し上げ、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、事業運営の基本方針について申し上げます。

廃棄物行政をめぐる状況は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においても廃棄物処理体制を維持することが求められており、廃棄物行政の必要性及び継続性を再認識する機会となっております。このようなウィズコロナ・ポストコロナ時代において、持続可能な社会経済システム変革の実現に向け、大きな転換期に立っております。

国においては、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言したことを受け、令和3年度の環境省重点施策として、2050年カーボンニュートラルの実現やポストコロナ時代において、「脱炭素社会への移行」「循環経済への移行」「分散型社会への移行」の3つの移行による持続可能で強靱な経済社会へのリデザインを強力に進めることとし、この3つの移行を統合的に具現化する地域循環共生圏の創造を、デジタル化、分散化、レジリエンス強化などのポストコロナの変化やニーズをてこに進化させていくとしております。

3つの移行については、新たな地域の創造とライフスタイルの転換を進めることで需要を創出し、環境と成長の好循環をもたらす「脱炭素社会への移行」を加速化し、ポストコロナ時代にニーズが高まるデジタル分野や移動・物流、住宅・建築物など、脱炭素型ライフスタイルへの転換を推進する。廃棄物等の循環的な利用や適正処理を進めるとともに、資源循環ビジネスの活性化等を図り資源生産性を高めていくことなどを通じて、ポストコロナ時代を支える新たな競争力の源泉として「循環経済への移行」を進める。地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入のニーズの高まり、テレワーク等の普及拡大によるライフスタイルの選択肢の多様化、防災に気候変動の視点の取り入れなど、経済社会の変化やニーズを捉え、再生可能エネルギーや自然・生物多様性等の地域資源を生かす「分散型社会への移行」を進めるとしてあり、さらに、この3つの移行を支

える横断的な取組を進めるとしております。

経済産業省の「グリーン成長戦略」においては、資源循環関連産業で技術の高度化・設備の整備・低コスト化等によるさらなる推進を図るため、代替素材やリサイクル技術の技術開発・実証が計画されております。

東京都においては、2019年に策定した「ゼロエミッション東京戦略」において、2050年にCO₂排出実質ゼロを掲げ、6分野14政策を推進し、目標の実現を目指しております。廃棄物関連の政策には、「3Rの推進」「プラスチック対策」「食品ロス対策」「フロン対策」などがあり、2030年の目標としてリサイクル率37%や廃プラスチックの焼却量40%削減など具体的なプログラムを策定し、目標達成に取り組んでおります。また、2020年12月に「環境先進都市・東京に向けて」を策定し、「ゼロエミッション東京戦略」の実現に向け、各施策のバージョンアップに取り組むとしております。

関係市においては、家庭系ごみの有料化、戸別収集の促進、容器包装プラスチックの分別収集及び小型家電の回収などにより、ごみの減量化や資源化などを推進し、引き続き廃棄物の発生抑制に取り組んでおります。

当組合においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下において、外出自粛や在宅勤務などの影響により、ごみの排出状況の変化や持込みごみの増加などがあり、例年と異なる対応が必要となってきております。このような状況において、当組合の事業継続は不可欠であり、廃棄物処理の重要性を再認識するとともに、ごみ処理が滞ることがないように、引き続き感染防止対策の徹底を図ってまいります。また、中間処理施設の立場から、資源循環型社会構築に寄与するため、資源化への情報発信・情報提供を推進し、さらなる資源化を図り、地球温暖化対策の推進として引き続き節電をするとともに、効率的な発電を行うなど維持管理を工夫し経費の節減を図りながら、日々排出される廃棄物の衛生的で安全・安定した処理を第一に考え、職員の健康及び環境に配慮した施設運営に努めてまいります。

次に、当組合として解決すべき課題とその対応について申し上げます。

初めに、負担金の抑制について申し上げます。

関係市の財政事情は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、依然として厳しい状況であるため、引き続き歳出経費の削減と負担金以外の歳入確保に努めることが必要であります。

歳出においては、決算不用額が多くなることのないよう、各種経費について精査し、必要最少限の支出に抑えてまいります。また、歳入について、負担金以外の自主財源は、社会経済などの影響による増減はありますが、負担金総額が増額することのないよう、歳入の確保に努めてまいります。

次に、人事管理について申し上げます。

新規職員の採用について、将来において安定した組織を維持するため、職員の年齢構成を考慮した採用を引き続き行ってまいります。また、再任用職員等を活用し対応するとともに、人員については、職員の定員及び組織に関する検討委員会報告書に基づき策定した定員管理計画を基に計画的な管理を行ってまいります。

なお、関係市との人事交流につきましては、当組合が事務事業を円滑に進める上で関係市と意思の疎通を図ることは極めて重要であるという認識から、令和2年度から東久留米市と再開し、令和4年度以降の派遣に向け、清瀬市及び西東京市と協議を進めております。

次に、令和3年度予算編成について申し上げます。

予算編成に当たりましては、依然として関係市の財政事情が極めて厳しいことを踏まえ、歳入の使用料及び手数料については、令和元年度の決算額及び令和2年度の決算見込みを基に精査した上で計上しております。また、歳出につきましては、委託業務が各種計画策定や搬入量の増加等の影響により増額しておりますが、工事費や公債費などは減額、また、各施設の維持管理に係る維持補修費や光熱水費などの経費削減に努め、基本的に過去の決算額を基に精査した上で必要最少限の経費を計上しております。

本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入において、ごみ処理手数料及び資源回収物売払などが減額となりましたが、電力売払や受託事業収入が増額、歳出において、退職手当、清柳園焼却施設解体実施設計委託などが増額、指定管理者導入に伴い厚生施設管理費が大幅に減額したことにより、前年度とほぼ同額の29万1,000円減の26億2,407万4,000円となります。なお、関係市の負担金総額につきましては、前年度に比べ4万7,000円減の12億2,339万5,000円となります。

次に、令和3年度の主要施策について申し上げます。

初めに、総務関係について申し上げます。

本年度の人員体制については、職員31名、再任用職員4名と会計年度任用職員3名の38名体制といたします。

総務関係の主な事業につきましては、一般廃棄物処理基本計画を関係市に合わせ策定す

るため、その経費として545万円を計上しております。

次に、施設関係について申し上げます。

清柳園について、昨年11月に解体に向けたロードマップを作成し、解体に向け計画的に進めてまいります。そこで、清柳園焼却施設解体実施設計委託として3,461万9,000円を計上しておりますが、清柳園解体事業基金を充当し、一般財源の支出はございません。また、経年劣化で不具合が生じている非常用照明電源装置の更新費用として1,353万円を計上しております。

次に、クリーンポートについて申し上げます。

可燃ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して411トン、0.7%増の6万3,064トンを見込み、小平・村山・大和衛生組合の広域支援として3,998トンの受入れを見込んでおります。

クリーンポートでの焼却量は、関係市の可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ処理施設などから発生する可燃物等の6,748トン並びに小平・村山・大和衛生組合の3,998トンを含めますと、前年度の当初計画量と比較して、5,165トン、7.5%増の7万3,810トンを見込んでおります。

焼却後に発生する残渣については、焼却残渣に含まれている金属類を資源物として回収し、金属類回収後の残渣9,596トンは、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内のエコセメント化施設へ搬送することにより、エコセメントとして再利用いたしますので、焼却残渣の埋立て計画はございません。

クリーンポートにおいては、運転・維持管理などの業務や大規模補修を含めました15年間の長期包括運営管理事業は5年目を迎え、施設は大きな問題もなく順調に稼働しております。本年度はその委託経費として10億5,686万1,000円を計上しております。

発電計画につきましては、本年度においても引き続き安定した施設稼働をすることにより、発電電力量の確保を図ってまいります。

放射能関係の測定につきましては、放射性物質汚染対処特措法の規定により、焼却残渣及び排ガス中の放射性物質濃度の測定を毎月1回、敷地境界の空間線量の測定は毎週1回義務づけられているため、本年度においても引き続き適正に測定を行ってまいります。これらの測定結果などの情報は、広報紙りゅうせんえんニュースや組合のホームページを活用し、ダイオキシン類等の測定結果と併せて公表し、情報公開を推進してまいります。

次に、不燃・粗大ごみ処理施設について申し上げます。

不燃ごみ及び粗大ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、842トン、11.5%増の8,146トンを見込んでおります。

不燃・粗大ごみ処理施設で破砕処理後に発生する軟質系プラスチック類5,535トンと可燃物1,194トンは、クリーンポートで焼却処理を行います。また、処理後に発生する硬質系プラスチック類876トンとリサイクルセンターから発生する雑物9トンについては、前年度に引き続き、ガス化溶融として再利用いたします。このことにより、本年度においても不燃物の埋立て計画はございません。

不燃・粗大ごみ処理施設は、安定した処理を図るため、経年劣化の著しい部品の交換を含めました設備機器類の定期点検整備補修費として1,971万9,000円、破砕機部品代を含めた消耗品費として1,612万7,000円をそれぞれ計上しております。

また、不燃・粗大ごみ処理施設において、スプレー缶やリチウムイオン電池等の混入が原因と思われる爆発や火災事故が発生していることを受け、爆発等の防止対策として、粗大ごみ処理施設運転業務委託の手選別作業を週4日から週5日に増やし、不適物の除去の徹底を図るため、349万8,000円を増額し、5,643万円を計上しております。また、不燃ごみや粗大ごみに混入する小型家電が増加しており、その対応として、小型家電等解体業務委託100万1,000円を計上しております。新たに不燃・粗大ごみ処理施設耐震診断業務委託319万円、不燃・粗大ごみ処理施設等維持管理計画策定業務委託551万1,000円を計上しております。

関係市から搬入される水銀含有廃棄物の管理体制については、廃乾電池は保管用のドラム缶に蓋をした上でロックし、さらに封印をしております。また、廃蛍光管については、保管するヤードに門扉を設置し、施錠をしております。本年度においても引き続き適切な管理に努めてまいります。

次に、リサイクルセンターについて申し上げます。

資源物の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して353トン、7.5%減の4,372トンを見込んでおり、缶、ペットボトル等はリサイクルセンターで選別処理及び圧縮梱包等した上で資源化いたします。さらに、資源化の難しい屑ガラス23トンについても、建設資材等として加工し、再利用することにより、埋立て計画はございません。

リサイクルセンターは、稼動開始から27年が経過しており、安定した処理を図る上で、

経年劣化の著しい部品の交換を含めました設備機器類の定期点検整備補修費として1,288万2,000円を計上しております。

次に、し尿処理施設について申し上げます。

し尿の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して80キロリットル、9.2%減の792キロリットルを見込んでおり、処理後の汚水については、15倍程度に希釈した上で公共下水道へ放流いたします。安定した処理を図る上で、設備機器類の定期点検整備補修費として653万2,000円を計上しております。

次に、厚生施設について申し上げます。

本年度、吸収式冷凍機部品補修などの修繕料1,368万6,000円、指定管理料として8,049万9,000円を計上しております。

次に、今後の組合の課題について申し上げます。

清柳園については、昨年11月に解体に向けたロードマップを作成し、令和5年度に解体が完了する計画となっております。令和3年度においては、解体の実施設計を策定し、具体的な解体方法及び経費等を提示いたします。跡地利用などを関係市と引き続き協議を行い、解体に向け計画に沿って着実に進めてまいります。なお、解体完了までの自然災害や施設の安全性に十分配慮し、適宜、安全対策等を図るとともに、周辺住民の方への情報提供も行ってまいります。

不燃・粗大ごみ処理施設の更新については、昨年11月に更新に向けた方向性を示させていただきました。今後、プラスチックごみの一括回収など廃棄物の循環利用の動向を注視し、令和3年度に策定する一般廃棄物処理基本計画を基に更新施設の検討を進めてまいります。また、リサイクルセンターと併せた効率的なマテリアルリサイクル推進施設とすることで、循環型社会形成推進基本法の目的に沿った効率的な処理の実現に向けた施設を計画するとともに、財源についても補助金等の財源確保を図ってまいります。

組合組織の体系について、職員の定員及び組織に関する検討委員会の報告書を基に定員管理計画を策定いたしました。これを基に、円滑な事務・技術の継承、積極的な情報発信・情報提供、課題解決推進などを確実に実行できる組織体制の構築を図ってまいります。また、多様化する市民や議会の行政ニーズに対応し、今後も信頼に応えられる、信頼される組織の確立に努めてまいります。

厚生施設の運営管理について、令和3年度から指定管理者により運営管理が行われます。

今後は、指定管理者と協力し、さらなる利用者へのサービスや利便性の向上を推進し、適切にモニタリングを実施することで、安全で快適な施設運営に努めてまいります。

最後に、組合運営に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大によりごみの排出状況に変化が起きていることから、環境行政の一端を担う中間処理施設としての事業継続の必要性を再認識し、廃棄物処理の停滞を招くことのないよう、適切に当組合の役割を果たしてまいります。また、費用対効果を精査した各施設の効率的な運営はもちろん、今後も適切な事務・事業の遂行、情報発信・情報提供を行い、効果的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、令和3年度の組合事業に関する基本的な考え方を申し述べましたが、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます、施政方針とさせていただきます。

(渋谷副管理者着席)

○議長(三浦猛) 午前10時28分、渋谷副管理者が出席されております。

続いて、行政報告。

○助役(鹿島宗男) それでは、行政報告をいたします。今回の行政報告につきましては、令和2年11月から令和3年1月までの3か月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページ、総務関係でございます。

1、庶務について、(1)事務の状況でございますが、周辺自治会の皆様に当組合の事務事業などを報告するため、毎年度、春と秋に開催しております定期協議会でございますが、11月11日に東久留米市側の自治会と、翌12日に東村山市側の自治会と開催いたしました。

また、11月13日に関係市と構成する事務連絡協議会を、同月17日に管理者会議を開催し、令和2年第4回定例会の議事日程(案)等について協議をいたしました。さらに、令和3年度一般会計予算(案)について協議するため、1月7日から同月13日にかけて、持ち回りで管理者会議及び事務連絡協議会を開催いたしました。

続きまして、2、見学者についてでございますが、表1に記載のとおりでございます。

今期においても新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、制限を行った上で見学を受け入れている状況でございます。なお、現在は1月7日に緊急事態宣言がなされたことを受けまして、見学の受入れは再び停止している状況でございます。

次に、2ページ、3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございます。

次に、4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。

次に、5、監査についてでございますが、両監査委員に11月12日に例月出納検査及び財務監査を実施していただきました。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は工事契約を1件行っております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期における関係市のごみの総搬入量は、3ページの表4-1に記載しておりますとおり1万7,593トンでございます。これは昨年同期の1万7,603トンと比較しまして、10トン、0.1%の減少となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみは表4-2のとおり1万5,477トンで、昨年同期と比較しまして、214トン、1.4%の減少。不燃ごみは4ページの表4-3のとおり1,813トンで、昨年同期と比較しまして、105トン、6.1%の増加。粗大ごみは表4-4のとおり303トンで、昨年同期と比較しまして、99トン、48.5%の増加となっております。

なお、関係市別、月別の各ごみの搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から4ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、5ページ、表4-5でございますが、市民1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、表5-1及び6ページの表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。

続きまして、表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、7ページ、表6は、資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,318トンで、昨年同期と比較しまして1トン、0.1%の増加となっております。

次に、2、施設の稼働状況でございます。

まず、(1)柳泉園クリーンポートの状況でございますが、10月から引き続き実施し

ておりました1号炉と共通設備に係る定期点検整備補修は11月に完了いたしました。また、1月からは3号炉の定期点検整備補修を開始し、現在も実施中でございます。

排ガス中のばい煙測定は、11月に1号炉と3号炉、12月に1号炉と3号炉、1月に2号炉と3号炉で実施しております。ダイオキシン類の測定につきましては、11月に排ガス中と土壌中のダイオキシン類の測定を、12月に工場内の作業環境ダイオキシン類の測定を、1月に排ガス中のダイオキシン類の測定を実施いたしました。下水道放流水測定につきましては毎月実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果は、10ページの表12-1から11ページの表12-3に記載しております。

可燃ごみ内容物調査につきましては、11月に私車3台、12月に私車3台、1月に私車5台に対して実施しております。さらに、12月には可燃ごみ中の混入不燃物調査として関係市ごとに公車、私車を各1台ずつ、合計6台に対して実施しております。

なお、既に御連絡済みではございますが、12月25日にクリーンポートごみピット内において火災が発生いたしました。直ちに消防機関へ通報するとともに、放水銃による消火を試み、消防隊到着前に消火に成功いたしました。幸い人的被害も施設の損傷もございませんでした。その後、消防機関及び警察機関による現場検証において、ビニール等が燃えたものが発見されたものの、火災の原因物の発見には至りませんでした。

続きまして、8ページ、表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は合計で1万7,189トンでございます。昨年同期と比較しまして43トン、0.2%の減少となっております。

9ページの表8及び表9は、ばい煙とダイオキシン類の測定結果を記載しております。それぞれ排出基準に適合いたしております。

10ページの表10につきましては、水銀濃度分析計による測定結果を記載しております。今期の検出はございませんでした。

表11は、下水道放流水の各種測定結果を記載しております。こちらにつきましても、排除基準に適合いたしております。

続きまして、11ページ、(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございますが、12月に年4回実施しているバグフィルター清掃のうち1回を実施しております。1月にはごみ投入クレーンの補修を実施し、現在も引き続き実施しております。

次に、12ページ、表13、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は2,116トンで、昨年同期と比較しまして、203トン、10.6%の増加となっております。

続きまして、(3)リサイクルセンターでございますが、今期は12月にコンベヤベルト交換補修を実施し、完了しております。

次に、表14、リサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,318トンで、昨年同期と比較しまして、1トン、0.1%の増加となっております。

続きまして、3、最終処分場についてでございますが、焼却残渣は引き続き東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出しております。今期の搬出量は2,167トンで、昨年同期と比較しまして、14トン、0.7%の増加となっております。

次に、13ページ、4、不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物や屑ガラスにつきましては、埋立処分をせずに、ガス化溶融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。また、再利用の状況につきましては表16に記載のとおりでございます。

続きまして、し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿総搬入量は249キロリットルで、昨年同期と比較しまして、56キロリットル、29%の増加となっております。表17-1から14ページの表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、2、施設の稼働状況でございますが、今期は11月に沈砂槽、受入槽、前貯留槽の清掃を実施し、1月に貯留槽の清掃を実施いたしました。

次に、表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、15ページ、施設管理関係。1、厚生施設についてでございます。この期は11月1日からテニスコートの人工芝化工事、12月1日から一般野球場の土壌入替え補修のため、テニスコートと野球場は休業しております。また、政府における緊急事態宣言を受けまして、1月8日から1時間短縮し、午後8時までの営業としております。

続きまして、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、まず増加した施設は、野球場の利用回数が66.7%、浴場施設の利用人数が22.0%の増加となっております。一方で、減少した施設は、テニスコートの利用回数が10.0%、室内プールの利用人数が11.1%、会議室の利用時間が39.9%、トレーニング室の利用人数が52.9%の減少と

なっております。詳細につきましては、表19-1から16ページの表19-3までに記載のとおりでございます。

次に、(2)施設の使用料の収入状況につきましては、表20に記載のとおりでございます。

次に、(3)施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び17ページの表22に記載してございます。いずれも水質基準以下で管理を行っております。

行政報告にはございませんが、既にお伝えしておりますとおり、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約先でございます住友重機械エンバイロメント株式会社の一般廃棄物処理事業につきまして、日鉄環境プラントソリューションズ株式会社に令和3年7月1日をもって吸収分割されることが2月1日にプレスリリースされました。今後、吸収分割に向けて適宜情報交換を行いながら、適切に事務処理を行ってまいります。

また、行政報告資料として添付いたしました「クリーンポートの火災について」「清柳園電気集塵機解体経過について」「財政フレーム」「定員管理計画」については、担当課長から説明をさせます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○技術課長(米持譲) それでは、お手元でございます行政報告資料、クリーンポート(焼却施設)の火災について御報告させていただきます。

1、発生日時ですが、令和2年12月25日(金曜日)午後0時31分頃でございます。

2、発生場所は、クリーンポートごみピット内となります。

3、経過報告になりますが、午後0時31分頃、クリーンポート中央制御室でごみピット内での火災を検知いたしました。そのため、5階クレーン操作室に向かいまして、ごみピット内で火災を確認したことから、直ちに消防機関へ通報いたしました。同時に、放水銃及びプラットホームの屋内消火栓により初期消火を行い、初期消火から数分で消火できましたが、消防機関の確認による午後1時5分を鎮圧といたしました。その後、消防機関による現場検証及び鎮火の確認後、ビニール等が燃えたものが発見されたものの、火災原因物の発見には至りませんでした。

4、損傷状況等ですが、この火災による建物への延焼、機器の損傷及び人的被害はございませんでしたが、受入れ搬入時間帯にかかってしまったことで、可燃公車、事業系私車及び市民によるごみの持込みを午後1時から午後1時50分頃まで受入れの制限をするこ

ととなりました。幸いなことに、速やかに関係市及び事業者へ連絡したことで大きな混乱はございませんでした。

5、防止対策につきましては、火災発生後、関係市に対して適切な分別収集を文書で依頼するとともに、市民に対しても分別の徹底の協力について、関係市ホームページ及び市報への掲載依頼をいたしました。また、事業系搬入業者につきましても、適切な分別収集の徹底と協力について通知するとともに、当組合でも分別排出の協力についてホームページに掲載し、対応いたしました。

以上でクリーンポート（焼却施設）の火災についての御報告とさせていただきます。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、令和2年第4回定例会で御説明させていただいた以降の清柳園電気集塵機解体経過について御説明させていただきます。

行政報告資料「清柳園電気集塵機解体経過について」を御覧ください。

行政報告資料にも記載されておりますとおり、11月20日にPCB含有のコンデンサーの搬出を行いました。その後、22日に焼却処理、24日に燃え殻の最終処分が終了しております。

次に、電気集塵機関係についてですが、11月26日に解体工事完了報告書を東京都多摩環境事務所に提出し、12月10日に副本が返却されました。これをもちまして、清柳園電気集塵機解体工事は完了いたしました。

最後に、東日本旅客鉄道株式会社の関係ですが、1月15日にフェンスの補修が終了し、19日に確認了承をいただき、こちらも完了いたしました。

以上で清柳園電気集塵機解体経過についての御報告を終わります。

○総務課長（横山雄一） それでは続きまして、「財政フレーム」と題した資料を御覧ください。

こちらにつきましては、毎年決算資料として提出している財政フレームを、指定管理者制度導入及び清柳園解体ロードマップ策定に伴いまして、これらの経費を反映したものを令和3年度予算額を基に作成し直したものでございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、変更後の表になります。

主な箇所でございますが、歳入においては、使用料及び手数料では、令和3年度以降、厚生施設使用料の計上がなくなっております。繰入金では令和5年度に清柳園解体事業費に充当する清柳園解体事業基金繰入金5億7,000万円を計上、諸収入には小平・村山・大和衛生組合の広域支援に伴う受託事業収入を令和3年度から令和7年度まで計上してお

ります。歳出においては、普通建設事業費の令和5年度に清柳園解体事業費を計上、積立金では令和3年度から令和5年度まで計画を基に清柳園解体事業基金積立金を計上しております。今後の負担金推移の参考にしていただければと考えております。

続きまして、「定員管理計画」と題した資料を御覧ください。

本計画につきましては、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画となっております。当組合の定員数、採用計画及び組織体制についてまとめております。

1ページを御覧ください。

1、計画の策定にあたってでは、高度化・多様化する住民の行政ニーズに応えるため、組織力の向上や職員の能力及び意欲の向上が強く求められている。そのため、当組合としてさらなる発展が必要で、環境行政のスペシャリストやゼネラリストの育成が必要である。これらの達成に向け、組織機構の見直しを行い、適正な組織及び定員並びに人材育成を推進するため、人員体制を整える必要がある。また、事務・技術の継承、年齢層空洞化の是正、積極的な情報発信・情報提供、各種課題への対応を確実に実行できる組織づくりが必要である。本計画は、平成31年1月に受理した職員の定員及び組織に関する検討委員会報告書に基づいたものとなっております。

2の職員数の現状・推移については、これまで退職不補充で過去10年間で11名削減し、職員数は30名となっており、人件費の抑制に努めてきました。今後においても、人件費の抑制に努めつつ、必要な人員を確保する必要があります。

続きまして、2ページを御覧ください。

3、職員の年齢構成でございます。現在、40歳以上が76.7%を占めており、若年層が非常に少ない状況であり、この不均衡を是正するための定員管理が必要でございます。

次に、4、定員管理計画でございます。（1）計画期間は、令和3年4月1日から令和12年4月1日までの10年間としております。

（2）最終目標職員数は25名とし、事務職の不足人員補充、円滑な事務・技術の継承、各設備の補修や運転モニタリング強化・適正化及び各施設の更新等の対応を考慮した人数となっております。

（3）採用計画でございますが、年齢不均衡の是正、円滑な事務・技術の継承を実現するため、退職不補充を見直し、計画的な採用を実施いたします。新規採用については、原則2年ごとに1名、複数退職者がいる場合は1名採用することで、10年間で7名の採用となっております。なお、普通退職が発生した場合は、本計画にかかわらず補充を行うこ

ととしております。

次に、3 ページ、(4) 組織体制については、現行の4 課9 係を3 課7 係に令和10 年度を目標に統廃合いたします。具体的には、ごみ処理を担当する技術課及び資源推進課の業務を統合し、管理部門と整備部門に分割し、施設管理課の業務も含めます。また、総務課については現行の2 係から3 係とし、各種対応を図れる体制にいたします。

次に、4 ページを御覧ください。

5、最後については、計画は必要に応じて見直すこととし、下記事項についても適切に行っていくこととします。

(1) 効率的な組織運営では、適正な人員配置、定期的な採用、有資格者の適正配置、定期的な人事異動及び長期包括運営管理事業のモニタリングを適切に行っていくこと。

(2) 人材育成については、人事交流、職員の育成及び職責に応じた責任・能力を考慮していくこととしています。

(3) 諸課題への対応として、各施設の更新には10 年くらいを要するため、適宜計画を作成するとともに、必要な人員を確保する必要があります。

今後、この計画を基に進めていきたいと考えております。

○議長(三浦猛) 以上で行政報告が終わります。

これより施政方針及び行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3 番(村山順次郎) それでは、幾つかお聞きしたいと思います。5 点になるかと思えます。

1 点目は、管理者にぜひお答えいただきたい、管理者の御認識をお聞きしたいと思いますので、そのようにお聞きいただければと思います。

たびたび私、柳泉園組合の役割について、安全であること、まずここが出発点だろうということで申し上げつつ、同時に、安全であることということを市民の皆さん、周辺住民の皆さんによく理解していただくための広報ないしは説明、こういうものが必要だろう、安心をつくる取組が必要だろうということも申し上げてまいりました。併せて、ここは横並びなのですけれども、安定的な処理、安定的な運営、関係市の一般廃棄物を中間処理する施設として安定的な運営を確保するということが、これもまた同様に重要だろうと。かつ、それは少し落ちますけれども、より効率的な、できるだけ安価に運営されればなおよしと、そういうことを申し上げてきております。昨年も管理者に柳泉園組合の役割という

ことをこういう考えも述べながらお聞きをしまして、今回定例会に当たって少し読み直してみたのですが、私の認識、考えとは少しずれがあるように感じたものですから、改めてお聞きしたいと思うのです。

どこがずれているかといえば、安心のところなのですね。御記憶があるかどうか分かりませんが、去年の御答弁は、安全であること、かつ安定的な運営を確保されることによっておのずと安心がつくられると、そういうような御答弁だったのです。私は、この安全を確保する取組とはまた別に、安心をつくっていく、柳泉園組合が適正に公正明大で隠し事なく運営されているということを理解していただくための取組、これはこれで別途必要だろうということで、個別具体的にはいろいろホームページのこととか、長期包括についても広報の手だてを取ってほしいということも申し上げてきたところでありました。ここの安心をつくる取組について、改めて管理者の御認識、私と同じものでしょうか、そうでないのでしょうかというところを改めてお聞きをしておきたいと思います。

少し順番が適切ではないかもしれませんが、厚生施設の指定管理者の関係でお聞きをしたいと思います。

施政方針では、適切にモニタリングを実施していくと言及がございました。このモニタリングを適切にということになりますと、私が思い浮かべますのは、東久留米市ではいろいろな施設、種類は様々でありますけれども、モニタリングシートというのを定めて、基本的には毎年点検評価をして、年に1回はこの結果が前年と比べてこうであったと点数もつけますし、コメントもつけて、これを公表していくと。この繰り返し結果的にはよりよい施設運営、よりよい厚生施設ということにつながっていくのではないかと。モニタリングということはされていくというのは分かっているのです。でも一方で、どういう評価項目で、どういうふうな点検をして、かつそれをどう公表していくのかというところは、今日ここに至るところでは私どものほうに御説明の情報提供をいただいているとは思っていないので、この4月からは指定管理者制度による運営が始まるという段階ですので、ここの辺のところの御認識、評価をされるということだと思いますと、当然その評価が始まる前に、こういうふうには評価しますよという基準を示すというのが公正な、フェアなモニタリングになると思いますので、ここの御認識をお聞きしておきたいと思います。

クリーンポートの長期包括運営管理事業に関連して、事業者の経営体制の変化があると会社の枠組みが変わるといふか、そういう御説明がありました。住友重機械エンバイロメント株式会社から日鉄環境プラントソリューションズ株式会社に変わりますが、これの影

響、いい影響、悪い影響、なければならぬ結構ですけれども、この影響、これが柳泉園組合の長期包括運営管理事業においてどういうものが考えられるのか、このところをお聞きしておきたいと思います。3点目です。

柳泉園組合における債権管理に関して、少しお聞きしておきたいと思います。

決算でも若干収入未済額について、進捗というか現状というか、そういうものもお聞きをしております。私、これをどうしろと、こうしてくださいと言ったつもりはなくて、課題としてはあるよねと、それについてどう取り組んでいるのですかという進捗状況をお聞きしたという気持ちでおります。答弁もそういう趣旨で御答弁いただいていると思います。

その意味でいいますと、一般論ですけれども、柳泉園組合が請求をしてそれが支払われない、債権があるという状態、これは可能性の問題としては常に起こり得る、柳泉園組合としては適切な対応をしてそれを回収していくと、これが大原則だろうと思います。一方で、関係市でもそうだと思うのですけれども、いかんともし難く回収できない債権というものも世の中には存在するのだらうなと。これをどう取り扱っていくのか。昨年の決算審査の段階での議論もございしますが、それが一つの事例なのですけれども、債権管理についてどう取り扱っていくのか、その基準づくりとまた言いますと重い質問になりますけれども、ここの考え方があればお示しいただければと思います。

最後になりますが、職員体制に関して計画をお示しいただいたというところであります。人事と組織に関わる問題ですから、基本的には尊重したいとは思っております。一方で、少し懸念もございしますので、その懸念を表明しつつ、御見解を伺いたいと思います。

一つは、柳泉園組合におけるここ過去10年間、先に10年間、この状況を考えますと、施政方針等でも言及がございしますが、清柳園の問題については一応の方向性が見えて、進められていくと。不燃・粗大ごみ処理施設とリサイクルセンターの更新ということも、一応考え方が示されて、私の受け止め方としては令和12年ぐらいに更新が終わるのかなと、順調にいけばですけれども、財政フレームなども示していただいておりますが。いつになるか分かりませんが、どういう形になるのかも分かりませんが、いつかの時期にはクリーンポートそのものの更新ということも、これは課題としてないわけではないということも申し上げてきて、これらの諸課題、これは非常に定められた期限の中で適切に対応していくというのは、この過去を振り返った10年と比べても決して事務のボリュームが減るとは私は思えないのですね。運転係を全面委託化するということはもちろんあるのは承知しておりますが、非常に難易度の高い、柳泉園組合としても前例がないし、類似団

体でも参照すべき事例のないような話を一つ一つつくっていくと。こういうことが想定されるのです。そこから考えますと、この体制で大丈夫でしょうかということなのです。

少し古傷を触るようなことを言うようで恐縮なのですが、ここ数年間、過去を振り返ってみても、議会对応で議案の取扱いの関係でいろいろ課題も生じたことも事実であります。一つ一つの事案について、法にかなって議会对応、手続的にも適切に、かつ、先ほどの安心の話にも関わりますが、市民の皆さん、周辺住民の皆さんに御理解をいただきながら進めていく。これまでもやってきていただいていると思いますが、今後もやっていっていただきたい。そういうふうに思いますと、これはマンパワーというか、職員がじかに一個一個やっていく必要があるものだろうと思うのですが、この計画で大丈夫でしょうかということをお聞きしておきたいと思います。

○管理者（並木克巳） 1点目の安心への取組ということであります。

前回御答弁させていただいたことと原則変わってはおりません。本当にこの中間処理施設としての事業の継続性の必要性ということは施政方針でも述べさせていただきました。安定的に安全に運営をしていくこと、また、これはそのような状況を適切に情報を提供していくということをもって、中間処理施設としての必要性とまた継続性というものを近隣の住民の方々をはじめとした市民の皆様にご理解と御協力をいただくことが必要だと思っておりますので、そのような延長の中で、議員がおっしゃられる安心ということではありませんけれども、この中間処理施設に対する御理解というものが広まっていく、浸透していくのではないかと考えております。

また、施政方針の中では、そのような引き続きこの体制の下で努力をしていくということは述べさせていただいておりますので、そのようなことで柳泉園組合というものの必要性、また責任というものを果たしてまいりたいと思っております。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、指定管理者のモニタリングについて、どのような項目でどういう評価、またどのように公表していくのかということについて御答弁をさせていただきたいと思っております。

項目といたしましては、募集要項、仕様書、協定書及び指定管理者から提出されました各年度の事業計画書に記載されているサービス等が適正な水準で確実に履行されていることを、日常モニタリング、定期モニタリング、指定管理者による自己モニタリング等により確認してまいりたいと思っております。具体的な項目といたしましては、要項に記載されている利用者サービスの向上など、仕様書に記載の特定の個人や団体へ有利、不利な取扱いを

していないかなど、事業計画書に記載のイベントが適切に行われているかなどについて、点数をつけて評価をしてまいりたいと思っております。

また、年度終了後に提出される事業実績報告書を基にヒアリングを行うことにより、各施設の利用状況、市ごとの利用者の利用状況、利用者アンケートの結果及び収支状況等の確認を行います。そして、モニタリングを行っていく途中で確認された課題につきましては、指定管理者と協議を行い、継続的に業務の改善を行っていくようにしていきたいと思っております。

また、このようなモニタリングの結果等につきましては、ホームページ等で公表させていただきたいと考えております。

○技術課長（米持譲） それでは、長期包括運営管理事業の事業者である住友重機械エンバイロメント株式会社の吸収分割について御答弁させていただきます。

住友重機械エンバイロメント株式会社と日鉄環境プラントソリューションズ株式会社の吸収分割につきましては、現在我々としましても、プレス発表された内容に対しての情報しか持ち合わせておりませんが、住友重機械エンバイロメント株式会社の一般廃棄物処理施設事業の人材を含めた全ての事業継承をする事業譲渡と聞いております。そのため、特段影響はないと認識しております。

また、いいところとしましても、日鉄環境プラントソリューションズ株式会社は積極的に新設工事等を行っておりますので、より技術の進展が図れるものと考えております。また、その他、適時情報交換を行いながら、状況が分かり次第、議会に御報告したいと考えております。

○資源推進課長（濱野和也） それでは、収入未済額の経過についてまず報告させていただきます。

債権回収に関しましては、昨年の第4回定例会の中で報告させていただきました。その後、顧問弁護士と調整しました結果、最初に相手方の会社が破産、解散等の有無を確認するため登記簿情報の取得をいたしました。登記簿からは会社の解散等は確認できず、平成22年以降は役員の登記もされておらず、住所も変更されていないため、実態は存在しないと思われま。

次に、回収状況につきましては、これまで入間市にあります旧事務所及び青梅市にあります旧リサイクルセンターがあった場所への状況確認は毎年行ってきましたが、関係者との接触はできておりません。そこで、先月、登記簿謄本記載の会社及び代表取締役宛てに

通知を送付してみましたが、所在不明で戻ってきてしまい、また代表取締役宅の現地確認も行ってみましたが、関係者との接触はできませんでした。

以上のようなことから、債権回収は非常に厳しい状況ではありますが、今後も引き続き、顧問弁護士と相談し、柳泉園組合内でどうするべきかを慎重に協議、検討していきたいと考えております。

○総務課長（横山雄一） それでは、職員体制について御答弁させていただきます。

今回、25名という目標人員数を設定いたしました。この人数につきましては、運転係が全面委託になることを考慮した上で、現在不在ポストへの対応、または今後の設備更新などの計画人員を考慮して25名とさせていただきます。こちらにつきましては、運転係を除く現状の人員数よりも最終的には増えている状況ですので、25名で我々としては問題ないと考えているところでございます。

○3番（村山順次郎） 管理者に御答弁をいただきました。やはり若干の隔たりがあるのだなということが分かりました。御見解は御見解ですので、私の意見からすると、ややそれでは不安だなということは申し上げておきたいと、繰り返しは避けたいと思います。

指定管理者のモニタリングに関しては、一定の考えが担当としてはお持ちで、それに対しては準備も進められているという御答弁だったかなと。ホームページでの公開も考えているということかと思えます。その点で言うと、強いて言えばこういう形でモニタリングをしていきますと。例えば東久留米のスポーツセンターとかで言えば、先ほどと重複しますが、公平な使用の確保とか、市民サービスの向上、効率的な運営、これは経費に関することですね。安定的なサービスの提供や施設の特性によるサービスの提供等の評価項目というのはモニタリングシートという形で出されておりますので、こういうものはこういう形で評価していきます、こういう形でモニタリングしていきますというものが議会に事前に情報提供いただければよかったなということは申し上げておきたいと思います。モニタリングシートみたいなものを作られるのだらうと思うので、その評価結果としての公表の前手でモニタリングシートみたいなものが次の定例会の前までに示していただけるといいなということは要望として申し上げておきたいと思います。これも再質問なしで、少し順番がずれました。

長期包括運営管理事業の事業者の経営環境の変化ということで、いい面もあるのだと、これまで提供されていた技術やサービス等の変化はないのだということでもございました。ここはこれとして、今後、具体的になっていく実際の事業者とのやり取りも、変わるとこ

ろと変わらないところとあると思いますので、そのところ、より正確な情報があれば、これも御提供いただければと思います。

収入未済額に関連して、債権管理についての考え方ということで聞いたので、どちらかというと総務課向けの質問で聞いたつもりでございました。一般論として、今後も起こり得る、ないほうがいいんですけれども、可能性の問題としては起こり得ると。どういう場合はどうする、こういう場合はこうするという考え方は現状ではないと、決まったこれというものはないと認識しているので、そういう考え方ないし基準みたいなものをつくっていくのかどうか。そのときそのとき考えると、個別のケースで対応していくということなら、それはそれで一つの考え方ですけれども、そこのお考えがあるのかどうか、そこをお聞きしておりますので、それは改めて御答弁いただければと思います。

職員体制については大丈夫ですという御答弁だったかなと、課長からはそういう御答弁でありました。ここはぜひ管理者にそれなりに重大な考え方を示していただいたものだろうと思いますので、私は懸念があります。率直に言って懸念があります。大丈夫でしょうかという懸念を持っております。管理者は当然これ、事前によく相談された上で御提案をいただいているものだろうと思いますので、管理者として大丈夫かどうかというところを御答弁いただきたいと思います。

一つ、議論の経過の中での中身のところで具体的にお聞きをしたいと思うのですが、例規集を用意していただいております、例えば柳泉園組合組織規程があるのですが、1,900というところを見ると書いてあるのですが、ここで、第4条とか第5条とかで事務局長という規定があるのですね。現在は空席になっている。多分これ、推測、ここは書いていないのですが、部長級職だろうと思うのです。市役所の業務運営を見ておきますと、やはり課長さんと部長さんとの連携、協議、相談の中で事務が進められていくという良い面があると。部長になられた方が経験や見識を持たれて、実際の事務・事業の責任者である課長さんと相談をしながら、点検をしながら、駄目なものは駄目と言いつつ、日々の業務が推進されていくものだろうと思うのです。

柳泉園組合としては助役はいらっしゃいますが、いわゆる課長さんの上司に当たる方、部長職のポジションはない状態でこの間、運営されてきていると。これは事務局長という形、名前なのかどうかは別にしても、課長の直接の上司に当たる部長級の職制というのですかね、ポジション、こういうものを置くというのも一つの考えかなと思うのですが、今回の計画を取りまとめるに当たって、こういう検討、こういう議論というのはあったのか

どうか、あったかないかで結構ですので、お聞きをしておきたいと思います。

2テーマ、3質問という感じだと思います。よろしくお願いします。

○総務課長（横山雄一） それでは、債権管理についてでございますが、今後も万が一、同様の事例が発生した場合には、現在では基準等は持ってございません。そのため、最善を尽くして回収に努めるということと考えております。

次に、組織に関して、事務局長のポストということでございますが、いつだか忘れてしまいましたが、過去には事務局長のポストはございました。現在は助役が兼務している状況で、この定員管理計画をつくる上でその辺の議論をされたかということですが、そちらのほうは検討はしていない状況でございます。

○管理者（並木克巳） 職員体制の今後についてであります。

今回、定員管理計画という形でお示しをさせていただきました。その根拠は、担当のほうからも積み上げの背景というのはお答えをさせていただいております。議員も効率性も必要だということは先ほど述べられておられると思っておりますけれども、やはりこの定員をお示しした中で、個々の職員のスキルというものもしっかり上げていながら、しっかりとした柳泉園組合としての安全な持続可能な運営というものを図っていくということが大切であります。示させていただきましたこの計画に沿って、運営をしっかりとしていくことに努力をしていくということでありますので、御理解いただきたいと思います。

○3番（村山順次郎） 御提案をされているので、問題があります、懸念がありますという御答弁にはならないだろうなと分かっている部分もあるのですが、提案をされている方からすると、もう少しはっきりとこれで十分です、大丈夫ですという趣旨の御答弁をいただければよかったなということは、意見としては申し上げておきたいと思えます。

私、最初に申し上げたように、安全、安心、安定的な運営、これが大事だと。それから少し落ちて、効率的な、より安価なというふうに申し上げたつもりなのです。要は、効率的な運営のために前者、三者がおろそかになってしまえば、これは元も子もないという立場でございますので、定員管理計画についてもお聞きをしております。その点は御理解をいただければと思います。

その点は意見として、あとの答弁は現状のお考え、議論の経過は分かりましたので、終わります。

○議長（三浦猛） ほかにございますか。

○4番（後藤ゆう子） それでは、三、四点、お尋ねいたします。

1点目が、この議会のホームページでお尋ねしたいのですが、議会の日程というのはホームページであらかじめ公表しているのか、していないのか。実は市民の人から柳泉園組合議会はいつやっているのとお尋ねがありまして、ホームページを見たら、傍聴の注意は載っていたのですが今日の議会の日程は載っていませんので、たまたま今回に限ってそれを載せ忘れたのか、毎回議案議事の結果は載っているのですが、後から終わってから載せているのかというところを少し確認させてください。

次が、施政方針からお尋ねいたします。施政方針の3ページ目の10行目辺り、人事交流のことについてお尋ねいたします。

この定員管理計画のほう、資料にありました定員管理計画にあるこの人事交流の目的として、関係市職員との意思疎通を図るために重要であるとか、関係市との緻密な連携や職員相互の能力向上を図るための有効な方法というのは私も理解いたします。それで、令和2年度から東久留米市と再開されたとありましたが、人事交流というのは、もう少し具体的に、どの年齢層の人がどれぐらいの期間、そしてどのような部署に交流というか、派遣されるのでしょうか。その人事交流のもう少し具体的なことをお聞かせください。

それで、まだ3月いっぱいまで時間がありますけれども、今のところ、この令和2年度、東久留米市で再開された人事交流の成果であるとか課題であるとか、もし分かっていたらお聞かせください。

続きまして、施政方針の5ページの15行目辺りです。

不燃・粗大ごみ処理施設において、スプレー缶、リチウムイオン電池等の混入が原因と思われる爆発や火災事故が発生というのは、もうここ数年、年にたびたびありまして、これは柳泉園組合のみならず、全国でこういうニュースを目にするようになっていて、本当にどうしたらいいのだろうかというところですが、今回、手選別の作業を週4日から5日に増やすために予算を増額したというところは、事故を減らして、また作業している方の安全のためにも今取れる手段としては有効であると思って、この点は評価しています。これはどうして1日増やそうかというふうに、事故発生をなくすためのこの方策というのは、柳泉園組合だけで考えられた方策なのか、それとも関係市の事務担当者の連絡会などで決めたことなのかというのをお尋ねしたいと思います。

それで、それに関連というか、その危険物の取扱いというところで、最近起こったことでお尋ねしたいのですが、1月の末に西東京の市民の方から、アスベストが含まれ

た珪藻土の足拭きマットのことで問合せをいただきまして、それがテレビで報道された、例えばニトリであるとかそういうところのものなのか自分で判断がつかなくて、でも処分をしたいというところで西東京市に問合せをしたら、多分、西東京市も販売店に返すようにというアナウンスはされたと思うのですけれども、結局分からないというところで、そうしたら不燃ごみとして出してくださいということになったというので、その市民の方はそういう出し方でいいんでしょうかという心配をされるお電話だったので、いま一度、柳泉園組合のホームページを見たところ、持ち込まないでください、販売店に返してくださいというものも厚生労働省のリンクとともにたくさん貼ってあったのですね。

西東京市のアナウンスが悪かったのかなというのと、これはまた別の機会に西東京市でやろうと思うのですけれども、ほかの関係市のホームページを見たところ、全て2月中に更新をされて、最新の情報になっていて、西東京市だけが12月が最新になっていたの、そのような危険なものというふうに報道されたものの扱いというのは、柳泉園組合の事務連絡協議会とかで確認をするのか、市民に向けてこういうアナウンスをしようとか、こういう問合せがあったらこう答えようみたいな、関係市と柳泉園組合で共通のアナウンスの方法とか処理方法などが話し合われているのかをお尋ねしたいと思います。この行政報告のほうにも、事務連絡協議会が11月13日に開かれた、それから1月8日に開かれた。これは1月13日もあるのかな。それ以降、ホームページは更新されていますので、柳泉園組合自体のは。そういうふうに最新の情報について、どういうふうな情報共有をされているのかというのをお尋ねいたします。

最後が、小型家電のことについてお尋ねいたします。

同じところに、「不燃ごみや粗大ごみに混入する小型家電が増加しており、その対応として、小型家電等解体業務委託100万1,000円を計上しております」とあります。これは、やはり事故を防ぐというところで有効だと思うので、このような予算を計上することは私は評価していますが、西東京市、清瀬市、東久留米市の状況は確認できなかったのですけれども、西東京市は小型家電を別に回収しているのですけれども、柳泉園組合では小型家電というのは本来はどういうふうに、混入していない小型家電というのはどんな流れで処理されていくのかというのを、いま一度確認させてください。

○総務課長（横山雄一） それでは、まず1点目、議会日程のホームページ公表についてでございます。こちらにつきましては、通常、定例会1週間前、議案発送の日にホームページに日程をアップしている状況でございます。

次に、人事交流についてでございます。人事交流につきましては、東久留米市と令和2年度から再開しております。期間については2年間、職員については20代後半、配属先につきましては産業政策課というところに配属になっております。今後の人事交流につきましても、柳泉園組合として経験することができない部署等に配属をしていただき、それぞれ2年間を予定しております。年齢層につきましては20代から40代前半までを想定しております。主任、主事クラスを想定しているところでございます。

○資源推進課長（濱野和也） それでは、まず1点目の不燃・粗大ごみ処理施設におきまず週4日の手選別作業を5日間に増やしたことにに関してですが、これは実は数年前にも、やはり当時、スプレー缶の爆発事故が多い時期がございました。その際に週3日で行っていた手選別作業を4日に日にちを増やしたという経緯がございます。それが数年たちまして、4日で処理をしていたのですが、ここ数年でスプレー缶による爆発及び今問題になっておりますリチウムイオン電池、そのようなことでの火災等が増えているということで4日、火曜日から金曜日までのものを今度は月曜日も増やして、月曜日から金曜日までの5日間、手選別作業を行って、事故防止に努めたいということで行うものです。

この辺の内容に関しましては、事務連絡協議会、関係市及び柳泉園組合の助役及び課長が出席した会議の中でそのようなことを報告しながら、このようなことで柳泉園組合では対応していきますということで報告はさせていただいております。

続きまして、アスベストの関係ですが、現在、厚生労働省のほうから石綿含有品の流通と販売者による回収についての通知が出ておりまして、石綿含有の可能性があると判明した製品につきましては、販売者に問い合わせることになっております。柳泉園組合及び関係市でも同様に、ホームページで取扱いについて市民に対して周知を行っておりますので、基本的にはこのような製品が混入されないものと判断しております。

あと、毎年実施しています不燃ごみ等分析調査・作業環境測定業務委託の中で、年2回ほど手選別作業場において石綿の粉じんの測定を行っているのですが、特にそのようなところでも、現在、手選別作業時において特に問題等は発生しておりません。

あと、不燃ごみの中身を確認する作業員がおりますが、作業中はヘルメット、ゴーグル、マスク等を着用しておりまして、これはコロナウイルスが発生する前から同様の対応でごみ処理に携わっております。現在までそのようなことが原因と思われる被害は出ておりません。

また、手選別作業後は、破砕機にかけて破砕しまして、その際に発生しますちりやほこ

り、粉じん等のダスト、そのようなものをバグフィルター等で捕集して処理を行っていることから、作業員等の人体への影響もないと考えております。

それと、小型家電に関しましては、あくまでこれは柳泉園組合から出る小型家電というのは、不燃ごみに混入したという位置づけでの小型家電の処理という形になっています。ですから、先ほど申し上げました手選別作業において作業員が袋を破いた際に電池の入った小型家電等が多く発見されることから、そのようなものを取り除いて、別の場所でその小型家電から電池を抜き取る作業を行って、正確にごみの処理を行うとともに、リチウムイオン電池等の二次電池の再資源化に努めているということで、新年度予算にも計上させていただいているところでございます。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。そうしましたら、まず1点目の議会の案内は、議案の送付日に案内するというのは、今回たまたま載っていなかったということでしょうか。別にもうこれ以上言うつもりはないのですけれども、そういうお問合せがあったので、もしそれがアナウンスされていないならば、したほうがいいのではないのですかと思ったのですけれども、日頃、ふだんはされているということで、お気をつけくださいというところでこれは終わります。

人事交流は分かりました。年齢層であるとか主任や主事クラスということも分かって、私としては、ごみ行政に係る環境とかごみの部署に派遣されるのかなと思ったら産業政策課というところで、先ほど御答弁の中で、ここでは経験できないような部署と言われて、確かにそれもあるなと思ったのですけれども、それでも2年間の中で実際にごみ行政のところでは生の市民の声みたいなものが聞けるようなごみの部署なんかもふだんは行っていらっしゃるのか、ごめんなさい、分からないのですが、私としては、ごみのところはいろいろな問合せがあつたりしますので、行っていただいてもいいのかなと思っています。なので、これは先ほどの定員の数を見たらすごくそれで行くのは厳しいのかなと思うのですけれども、続けてほしいと思うのですけれども、交流ということは逆に交代で構成市から受入れもやっているのかというところだけ確認させてください。

それから、次の不燃・粗大ごみ処理施設の爆発事故に関しては、3日から4日、4日から5日と手選別の日を増やしているというところで、それで人が増えてまた費用もかかるというのは何とも言えないのですけれども、この不燃と粗大ごみの量の増え方がものすごく、ほかのごみが減っているのにこれだけの増え方がすごいということと、初めは新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための自粛のため断捨離が進むところで増えているのか

など思ったのですけれども、最近は身の回りでは、高齢化が進んで、実家の両親が施設に入ったとか亡くなったという後片づけがすごく大変で、何日も実家のごみの片づけにかかっているというのを聞くので、そのようなごみがもう、大変なごみが全部袋の中に入れてしまっていて、いろいろ混入するのかな、その中での事故かなと思うのですけれども、それでもやはり安全なごみ処理のためには、このような方法も取らざるを得ないと思うのです。

一つお尋ねしたいのですけれども、リチウムイオン電池ですね。今、回収場所がとても少なく、多分、市の普通の回収では出せなくて、公共施設、西東京市だったら市役所の中に回収ボックスがあったりするのですけれども、捨てる場所がないというのも、このまま、いや、一緒に捨ててしまえとなってしまいう一因でもあるのかなと思うのですけれども、このリチウムイオン電池を、普通の乾電池も安全に処理して保管していただいているのですけれども、そのような感じでリチウムイオン電池を柳泉園組合で回収することについての何か御見解とか、それとも検討したけれどもこういう課題があるとか、そういうのが分かれば教えていただきたいと思います。

小型家電の流れは分かりました。その中に混入されているものから取るというところで分かりましたので、これは結構です。

何点かお願いします。

○総務課長（横山雄一） それでは、人事交流について御答弁させていただきます。

こちらについては、相手方の市からも派遣でこちらに交換の派遣となっております。また、ごみ担当に行ったらいいのではないかということでしたが、過去にはごみ関係の部署にも行ったことがございます。その時々その市の体制にもよりますので、いろいろな課には行っております。例えば財政担当ですとか、文書、総務、また市民課、保険年金課、あと広報ですとか、ごみ担当などにも行った実績がございます。

もう1点、先ほどの議事日程のホームページ記載の件でございますが、こちらは大変申し訳ございません。今回につきましては掲載漏れでございます。こちらについてはやはり議会の日程ということで、市民に対して情報提供という面から重要な情報だと認識しております。今後、このようなことがないように注意してまいりますので、大変申し訳ございませんでした。

○資源推進課長（濱野和也） リチウムイオン電池の関係ですが、柳泉園組合には基本的には、関係市のほうからはリチウムイオン電池というのは単品としては搬入はされており

ません。あくまで柳泉園組合で取り扱っていますリチウムイオン電池というのは小型家電に含まれたリチウムイオン電池等ということで、手選別ライン、そこから排除された小型家電から抜き取ったリチウムイオン電池という位置づけになっております。

現状では、そのような電池はどうしているのかといいますと、通常、電池はドラム缶に詰めて北海道にあります野村興産イトムカ鉱業所のほうへ搬出しているのですが、そちらのほうに一緒に混ぜて入れて搬出しております。これは、野村興産との話の中で、そのようなものであれば問題ないという確認は得ていますので、そのように対応しています。ただし、関係市におきましては、そのようなことでいろいろとリチウムイオン電池の取扱いについてお話がありますので、その辺は令和3年度をめどに、いろいろと事務連絡協議会等の中で協議しながら検討していきたいと考えております。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。人事交流は分かりました。交換で交流をしているというところで、本当に各市も人員配置が人数もぎりぎりのところで行っていることを考えたら、なかなか大変なのかなと思いますけれども、私としては、関係市から柳泉園組合の中を見ていただくと、その後、ごみの部署に配属されるとよく流れが分かったり、状況が分かるのかなと思うので、ぜひ令和4年度以降、清瀬市、西東京市も検討ということですので、これは私は東久留米市だけでなく、関係市ともあったらいいのかなと思っています。これは意見です。

それから、リチウムイオン電池ですね。少しそういう話題になっているということが分かりました。回収場所が市役所ぐらいですと、やはりなかなかお勤めの人であるとか、市役所から遠いところの人がわざわざ1個持って市役所まで捨てに行くかという、面倒くさくなって、これ、危ないのかもしれないけれども、いいかなという感じで捨ててしまう部分があって、それがタイミング悪くするとこういう事故につながっているのかなと思うと、捨てやすい環境をつくるというのも大事かなと思いますので、次なる手として、回収を行政で普通に回収できるようなこともぜひ検討いただけたらと思います。

それから、アスベスト含有の足拭きマットですけれども、丁寧に厚生労働省のリンクをたくさん貼っていただいて、よく見れば、これがそうなのか、対象なのか、対象ではないのかというのは分かるかもしれないのですけれども、実際にそのホームページにたどり着くか。報道だけで何か危ないらしいと聞いたらやはり手元に置いておくのが嫌で、よく確かめないで捨ててしまうとか、そういうホームページにアクセスできない人とか、なかなか、関係市のホームページも見せていただいたのですけれども、東久留米市は2回でた

どり着けるのだけれども、西東京市と清瀬市は3クリックでようやくそのページにたどり着くというので、怖そうだから捨ててしまおうというところで、ひょっとしたら含まれているものも捨てられる可能性があるということは常に現場の方は念頭に置いていただいて、安全な回収とか、職員の皆さんに安全であることを第一に、例えばマスクを少し高性能のものにしてみようとか、その報道が最後のものが1月29日なので、今月いっぱいまでは注意深く見ようという感じで、とにかく安全な方策を取っていただけるようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（三浦猛） ほかにございますか。

○6番（稲垣裕二） 1点だけお尋ねをさせていただきます。

定員管理計画についてです。今回お示しをいただきました定員管理計画を拝見させていただきますと、過去10年で11名の減、これから先の10年で5名の減と、こういうことが計画として示されております。

そこで、まずお尋ねをさせていただきたいのが、今回お出しをいただきました定員管理計画の1ページ目の表1を拝見させていただきますと、部門別職員数というところで令和2年度の数字を見ていきますと、30名と出てはいるのですが、その30名のうち、運転担当の方で9名ということになっています。ということは、実質運転の方を除くと現在21名ということで、将来的にこの21名が25名になるという認識でいいのかどうかということですね。ということで、長期包括運営管理事業で9名の方が全てそちらの長期包括運営管理事業の関係で、直営の職員の方がいらっしゃらなくなって、それ以外の方が21名から25名になると、こういう認識でいいのかどうなのか、まずここをお尋ねさせていただきます。

○総務課長（横山雄一） それでは、部門別職員数についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、運転係を除いた21名が最終的に25名となることで、そのとおりでございます。

○6番（稲垣裕二） 分かりました。それで、私はイメージがよく分からないのが運転係の方です。通常イメージをするのが、大きな工事現場などで特殊車両を運転するような、割と特殊な技術を持たれた運転をしているということなのかなという気もしているし、あるいはボタン操作だけなので、または特別そう大きな難しい技術がなくても炉の運転ができるということなのか、その辺が私、技術的なことがよく分からないのですが、今回の定員管理計画の中でも技術の円滑な継承ということであつたわっていて、その運転員の方が直

営の方がおいでにならなくなるということが問題にならないのかどうかという点が1点。

それから、長期包括運営管理事業が令和13年、14年度かな、終了する。その段階では長期包括契約が終わるという段階で、じかに抱える運転員さんがゼロという状況になるということで、その後の長期包括契約が正直言ってどうなるか分からないと、今の段階からですね。ということを見越したときに、その運転員さんが正職員の方でいらっしゃるという状況が想定できてしまうのですが、そのことについては大丈夫なのかどうかということですね。ここについてのお尋ねをさせていただきたいと思います。

○技術課長（米持譲） それでは、運転管理業務について御答弁させていただきます。

令和4年度に1係が委託化いたしまして、将来的に令和10年度には全面委託になる契約上の予定となっております。全面委託に伴いまして、職員としてのクリーンポートでの運転業務は終了となりますが、運転維持管理の技術等につきましては、運転経験を積んだ職員及び整備係が引き続き継承しております。また、その後につきましても、クリーンポートのモニタリングを通してしっかり対応することで、今後の施設更新時にも技術継承ができる体制は整えたいと考えております。

○6番（稲垣裕二） 今、技術課長のほうからお答えをいただきました。

もう1点、お尋ねしたかったのは、長期包括運営管理事業が終了の段階で、要は運転員さんが正職員の方が全くいない状況でも、整備係が見ているから別段それは問題ないんだよと。ということは、どうなるかももちろん分からない、先々のことですからね、分かりませぬけれども、もしまた直営に戻った、長期包括契約ではなくて直営に戻った場合の対応というのはそうするとどうなるのでしょうか。

○技術課長（米持譲） 現状は直営に戻るということは想定はしていないところでございますが、確実な技術継承をしたいと考えております。

○6番（稲垣裕二） 今、2回しましたか、3回しましたか。

○議長（三浦猛） 今、3回目ですか。

○6番（稲垣裕二） では、分かりました。いいです。

○議長（三浦猛） よろしいですか。意見は言えますけどね。（「もう一回できる」と呼ぶ者あり）

○6番（稲垣裕二） もう一回できる。すみません、ありがとうございます。

直営のことは今想定はしていないからいいのだという、最後のこういう御答弁だったのです。そうすると、今から十数年先のことを決めてかかっているということに聞こえてし

まうのです。言い方を変えると、委託をするのだから運転係というそのことに業務に特化した職員は抱える必要はないのだよと、何となく見られる人間がいるのだからいいのだよと、十数年後のことを今から決めつけるということに聞こえてしまうのですね。本来、私はそれはおかしいと思いますよ、考え方としてね。そのときに、十数年後、令和14年かな、15年かな、の段階で、長期包括運営管理事業の契約が切れるときに、自ら選択肢を今消してしまうなんていうことは、これはあり得ないと思っているので、そこについてはきちんとそのときにどういう選択ができるかということ自らが残しておく。ましてや、そこには関係市の負担金も関わってくる話ですから、今から一方的にそれを決めつけるような形の答弁に聞こえましたので、そういうことでは私はよろしくないということだけ、意見だけ言って終わります。

○議長（三浦猛） ほかにございますか。

質疑の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思います。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（三浦猛） 休憩を閉じて再開いたします。

○8番（山崎美和） お願いします。施政方針の6ページのところに清柳園のことが書かれています。このところ清柳園については本当に大きな一歩を踏み出していただいて、財政フレームも確立させてということで、地域の住民も大変喜んでるところです。

お伺いしたいのですけれども、ここでも跡地利用のことを関係市と協議を進めていくというふうになっております。この協議ですけれども、柳泉園組合が跡地利用をやっていくのか、それとも関係市の、清瀬市だと思えるのですけれども、がやっていくのか、それとも一緒にやっていくのか、いろいろなことがこれから協議で決めていくことだとは思いますが、その方向性について、工事が令和5年にやられるということになっていますけれども、いつぐらいまでにそういうめどを立てようと考えていらっしゃるのか、お答えできる範囲で、方向性でいいので、教えていただきたいと思います。

それからもう1つは、厚生施設の指定管理者のモニタリングについてですけれども、このモニタリングを行うメンバーですね、どこの部署の課長がやるのかということをお伺いしたいと思います。

○総務課長（横山雄一） まず1点目は、跡地利用の関係でございますが、こちらにつき

ましては、現在、事務連絡協議会で関係市と協議を進めております。当組合での利用または民間売却、清瀬市への売却など全てを含めて、今検討している最中でございます。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、厚生施設の指定管理者のモニタリングにつきまして、どこの部署が主体となって行うのかという御質問だと思いますが、今管理を行っております施設管理課のほうで主体になって行わせていただきたいと思いますと考えております。メンバーにつきましては、課員だけで行うのか、また、他の課の課長、助役を含めるのか、これから検討してまいりたいと考えております。

○8番（山崎美和） ありがとうございます。清柳園については分かりました。地域の住民のどういうふうになっていくのだろうという不安もあるわけで、それと同時に期待もあるわけで、そのようなものがうまく作用して、いい跡地利用になっていけばいいなと思いますので、この場では協議の状況を見ながらですけれども、住民の声をよく聞くような、そのような仕組みもつくっていただきたいと思います。要望いたします。

それから、モニタリングですけれども、施設管理課のほうでやっていくということで、これは課長さんと助役さんと何人か、多分3人とか4人で決められた項目についての点数をつけていくということになると思うのですけれども、この柳泉園組合の施設という性格から考えると、やはり地域住民の利用している方たちがどういうふうに指定管理者について評価をするかということは、大変大きなものだと思うのです。利用者のモニターというのもぜひつくっていただきたいと思います。全ての項目に利用者が答えるべきかどうかというのは、それは御判断にお任せするのですけれども、施設の使い勝手だったりとか、例えばアンケートなんかも多分指定管理者のほうでもやってくれるだろうと思うのですけれども、そのようなものに対する反応がいいか悪いかとか、そういうのも指定管理者になるとなかなか利用者の声って、宙に浮いてしまうことが時々あるのです。指定管理者はやってくれないし、でも、行政のほうは指定管理者だと言っているしという、そういうのがあるので、そういうときにモニターというのがあれば、そこで指定管理者についての評価をしていけるわけで、そこをぜひ考えていただきたいと思います。近隣市の東村山市側の自治会だったりとか、東久留米市の自治会ですとか、ずっと長いこと積み重ねている関係があるわけですから、その辺りの検討をお願いします。御見解を伺いたいと思います。

それから、お伺いしたいのが、施設管理課がモニターをするというふうになっていきますけれども、組織改編した後が、この定員管理計画のところの4ページを見ますと、厚生施設についてが2つに分かれますね。施設管理課でも厚生施設についてやるし、施設整備課

でも厚生施設についてやるしということで、課をまたがっていってしまうと、指定管理者についてのそういう評価の仕方というのも責任が分散するのかなと少し気になるところですけれども、その辺りはどのようにお考えなのか、お伺いします。

○施設管理課長（山田邦彦） ありがとうございます。地域の住民の評価などもモニタリングの中に入れたらどうかという御提案といたしますか、御助言だと思います。私どもには周辺自治会の定期協議会というのがございますので、そちらのほうで御意見を伺うのも一つの手段かと思えますし、また議員御提案のように、委員の中に含めての御提案だと思います。その辺は調査・研究をさせていただいて、なるべくいい形で反映できたらなと思っております。

それから、組織改正の後に2つの課に施設管理課の部分があるということですが、1つは管理的な部分でございます。あとは施設のなところもありますので、その辺は両方から、通常のモニタリングの部分を片方の課でやりまして、もう1つの課では設備の関係ですとか、そのようなところの管理なんかも行っていくことになると思えますので、その辺はメンバーを両方から抽出いたしましてやっていけば、いいモニタリングができるのではないかと考えております。

○8番（山崎美和） ありがとうございます。ぜひ利用者を入れたモニタリング委員会みたいな形のものをつくって、よりいい施設にしていただいて、ぜひ施設の収入も増やしていけるような方向で。財政フレームを見ると、施設の利用料は入ってこないことになってはいますが、たしか一定以上利用料が増えると、収入が増えると柳泉園組合にも入ってくるわけです。だから、そのようなこともできるような、どちらにとってもとてもいいことになったなど、そういうことになるようぜひお願いいたします。

組織改編の後は、それぞれ、施設管理課からも、それから施設整備課からも、両方から委員を入れていってモニタリングしていくということで、分かりました。ありがとうございます。

○議長（三浦猛） ほかにございますか。よろしいですか。

以上をもって施政方針及び行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（三浦猛） 「日程第6、報告第1号、専決処分の報告について」説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 報告第1号、専決処分の報告について御報告申し上げます。

本報告は、地方自治法第108条第1項の規定による議会の議決事項により指定されて

いる30万円以下の損害賠償額の決定について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長（横山雄一） それでは、補足説明を申し上げます。1枚めくっていただきまして、報告第1号資料、専決処分書を御覧ください。

本件につきましては、清柳園と東日本旅客鉄道株式会社との敷地境界の同社が設置するフェンスに電気集塵機が倒れ、フェンスの一部に損害を与えてしまいました。破損したフェンスを原状復帰するため、損害賠償として工事代金22万円を支払うことから、昨年12月16日に専決処分をいたしましたので、本定例会で報告するものでございます。

また、もう1枚めくっていただきまして、補修の経過を資料として添付しております。10月30日に電気集塵機撤去工事が終了。令和3年1月15日にフェンス補修工事を実施、終了しております。1月19日に先方に確認をしていただき、了承を得たところでございます。

補足説明については以上でございます。

○議長（三浦猛） 以上で説明を終わります。

ただいまの報告に質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 御説明を聞いたところなのですが、22万円ということですが、損害賠償の金額が。これは柳泉園組合が支払うものなのですか。何を聞きたいかという、通常、市議会等でこういう類似の件というのは時々あるものなのですが、大抵の場合、保険での支払いというのが一般的で、御説明とこの資料によれば柳泉園組合が払うということで、保険適用ではないのかなと理解をしているのですが、その理解でよいのかということをお聞きします。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、御答弁申し上げます。

清柳園につきましては、損害賠償保険に加入はしていませんでした。そういうことになりますので、この22万円という金額は柳泉園組合のほうで支出をさせていただいたということでございます。

○3番（村山順次郎） これも念のためお聞きするような質問になりますが、22万円という金額も決して安いものではないと思うものの、支払えないものでもないという金額かとは思いますが。ただ、清柳園としては、類似の事例が生じた場合、保険からは払われずに損害賠償を支払う必要がある場合は柳泉園組合が払うことになるかと。多分、こちらの敷

地で、例えば私の想像が及ぶところと言えば、強風とかで柳泉園組合の樹木が倒れて利用者の車を傷つけたとか、そういうことがあったら保険で払われると思うのですけれども、今後、もっと大きな事案でもっと大きな金額で支払わなければならないような心配、あるいは改めてこれを機会に保険に入る必要があるのかないのか、その辺の検討がされたのかどうかだけお聞きしておきます。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、御答弁申し上げます。

今回このようなことが起こりまして保険が適用にならなかったということで、一応検討を行っておりますので、将来につきましても検討させていただきながら、どのような方法がいいのか決めていきたいと考えております。

○議長（三浦猛） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（三浦猛） 「日程第7、議案第1号、柳泉園組合行政手続条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第1号、柳泉園組合行政手続条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、市民の権利利益の保護に資することを目的として、本条例の制定について御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長（横山雄一） それでは、補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、以前、当組合に産業廃棄物を搬入した業者が東京都において処分されたことを受け、当組合においても搬入停止の処分を行いました。ただ、明確な処分の基準がなかったため、東京都の処分を参考に処分を実施したところでございます。

そこで、今回、明確な不利益処分の基準を制定するに当たりまして、当組合が行う許認可、不利益処分及び行政指導等において経るべき手順を規定することで、事務手続の共通化を図り、公平性の確保と透明性の向上を図るため制定するものでございます。

また、行政手続法では、地方公共団体が行う行政指導や条例又は規則に基づき行う処分等については適用が除外されており、行政手続法第46条において、この法律の趣旨にのっとり必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされていることから、制定するものでございます。

それでは、議案を1枚めくっていただきまして、行政手続条例について説明させていただきます。

まず、第1章につきましては、総則について第1条から第4条までで構成されております。こちらでは、目的、定義、適用除外などが規定されております。

第1条の目的では、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、柳泉園組合の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって関係市の住民の権利利益の保護に資することを目的としております。

続きまして、3ページ、第2章でございます。申請に対する処分について規定されております。こちらは第5条から第10条までで構成されており、申請によって当組合が許可や認可などをする処分、処理において迅速かつ透明性を確保する観点から、審査基準、標準処理期間、公聴会の開催などを規定しております。

第5条では、審査基準を定めること。審査基準を定めるに当たっては具体的なものとし、支障があるときを除き、それを公表することとしております。

第6条では、標準処理期間について、申請が到達してから処分するまでの標準的な期間を定めるように努め、公表することとしております。

4ページ、第8条では、理由の提示について、許認可等を拒否する処分をする場合は、処分の理由を示すこととしております。

続きまして、第3章、不利益処分について規定しております。こちらは第11条から第28条までで構成されており、相手方の権利を制限する処分、行政運営における公正の確保を図り、処分の相手方の権利利益の保護を図る観点から、処分の基準、手続、聴聞や弁明の機会の付与の方法などを規定しております。

まず、第11条では、処分の基準について、不利益処分をするかどうか、またはどのような不利益処分にするかについて、判断するために必要とされる基準を定め、公表するよう努めることとしております。

第12条では、不利益処分をしようとする場合の手続として、聴聞や弁明の機会の付与など、意見陳述のための手続を執ることとしております。

5 ページ、第 13 条では、不利益処分理由の提示について、不利益処分をする場合、その理由を示すこととしております。

第 14 条から第 24 条までは聴聞について、また第 26 条から第 28 条までは弁明の機会の付与について、それぞれの通知方法や審理方法を規定しております。

続きまして、9 ページ下段になります。第 4 章、行政指導について規定しております。こちらは第 29 条から第 34 条までで構成されており、特定の者への指導、勧告、助言等を行うもので、行政指導の一般原則、行政指導の方法などを規定しております。

第 29 条では、行政指導の一般原則として、行政指導はあくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現され、従わなかったことを理由に不利益な処分をしてはならないこととしております。

第 32 条では、行政指導の方式として、相手方に対して、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確にし、根拠となる法令又は条例等の条項、規定する要件及び要件に適合する理由を示すこととしております。また、行政指導が口頭で行われた場合、相手方から書面の交付を求められたときは、これを交付することとしております。

次に、第 5 章は、処分等の求めについて、第 35 条に規定しております。法令又は条例等に違反する事実がある場合で、処分又は行政指導がされていないとき、適正な指導を求めることができるとしております。

第 6 章は、届出について規定をしております。第 36 条で、届出において、記載事項に不備がなく、要件が整ったものが提出されれば、届出が完了することを規定しております。

なお、この条例については、総務省の準則を基に作成し、他の地方公共団体と同様の内容となっております。

施行は令和 3 年 4 月 1 日となります。

また、一般廃棄物の搬入に関する不利益処分基準を資料として添付しておりますので、技術課長から説明をさせていただきます。

○技術課長（米持譲） それでは、お手元にございます議案第 1 号資料、1 枚めくっていただきまして、柳泉園組合一般廃棄物の搬入に関する不利益処分基準について御説明させていただきます。

第 1、目的ですが、当組合における一般廃棄物の適正処理を確保するため、許可を受けた者に対する搬入の制限等の不利益処分に関し、必要な事項を定めることを目的としております。

続いて、第2、不利益処分の基準となります。こちらは、ごみ処理手数料条例及び法令等の規定に違反したときに、次ページの別表の基準に基づきまして、搬入停止等の不利益処分を行うものでございます。

第3、公表につきましては、搬入停止が10日を超える不利益処分を行う場合に、事業者名を公表することとしています。

第4、審査委員会につきましては、5日を超える不利益処分を行う場合に、審査委員会にて、不利益処分の審査をする規定となります。

第5、委員会手続の省略については、搬入停止、5日以内の不利益処分を課す際は省略できることとしております。

続いて、第6、聴聞についてですが、搬入停止が5日を超える不利益処分を課すときは、柳泉園組合行政手続条例に基づいて聴聞を行うこととしております。

第7、不利益処分の決定については、別表に掲げる基準により行いますが、状況に応じて、不利益処分の基準に加重又は軽減を決定できる旨を記載しております。

第8、その他として、この基準に定めるもののほか必要な事項は、その都度、管理者が定めることとしております。

最後に、産業廃棄物等の搬入対策については、平成31年1月、搬入業者に実施した行政処分を鑑みまして、一定の基準の必要性について以前より議会で求められていたことから、行政手続条例の施行に合わせて、搬入業者に実施した行政処分と整合性を持たせた内容で、また他団体での一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬の許可取消し等の不利益処分基準は見受けられるところ、なかなか当組合に合う参考となる基準を探すのに時間を要してしまいましたが、神奈川県厚木市の一般廃棄物処理業の許可等に関する事務取扱要綱を参考に、今回、ごみの受入れ制限等の不利益処分基準を作成させていただきました。

この基準の作成に当たっては、罰則を科すことが本来の目的とは思ってはおりませんが、事業者等の分別収集の徹底が図られ、促されることが一番の目的になればと考えております。

以上で柳泉園組合一般廃棄物の搬入に関する不利益処分基準についての説明となります。

○議長（三浦猛） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 新しい条例の制定ということなので少しお聞きをしておきたいと

思います。

平成31年第1回定例会で、行政報告の最後に、某社の東京都における行政処分があって、これを受けて、柳泉園組合としても調査をしたところ、違反の事実が確認できたので行政処分をしたという経過があって、私としてもこの行政処分、ある意味、ペナルティーになるものだと思いますので、基準、その手続が必要ではないか、手続とは言わなかったかもしれないですね、基準と言ったかもしれませんが、必要だということは求めてきたところなので、御提案については評価をするべきものかなと思っております。

お聞きをしたいのは、条例とそれに伴う基準ということで御説明をいただいている、基準のほうを見ますと、別表のほうで分かりやすいのですが、主な違反内容の4点ですね、搬入不適物の混入、区域外廃棄物の混入、産業廃棄物混入、指示違反と、違反内容についてはこの4つというのが別表からうかがえるものであります。

条例は第3条のところで適用除外というところで、適用しないものということは明示があるのですが、適用するものの明示は条例上は位置づけがなく、基準でこのように定めている基準が1つあって、今言った違反内容があると、この条例と基準に沿って、必要な場合は行政処分がされると。

これ以外の違反行為というのですかね、何らかの違反行為があって、それに対して行政処分をするということは今回の提案では想定していないと。今後もしかしたら、私は全く想像できませんけれども、示していただいた不利益処分基準に定める違反内容以外の行政処分の基準をつくる必要が出てくるかもしれませんが、今回の御提案では、基準に定める4つの違反内容を対象に、それを適用して行政処分を行うものとして御提案いただいているのか。質問が分かりづらくなっているかもしれませんが、その適用範囲、今回の提案の適用範囲をお聞きしておきたいと思っております。

もう1つは、聴聞の進め方の具体的なイメージを少しお聞きしたいと思うのです。聴聞において、処分を受ける方の意見、仮にですよ、柳泉園組合側の事実認定が間違っているとか、そういうことが仮にあった場合は、当事者から意見が述べられる機会になるのかなと思うのですけれども、主催者を定めるということになっているのですが、これは柳泉園組合の職員さんを管理者が指名するという形式で記述されていて、これは具体的に言うとうろどういう方が務めることが想定されるのか。その想定があるならお聞きをしておきたいと思っております。その2点です。

○技術課長（米持譲） それでは、不利益処分の基準の適用範囲について御答弁させてい

たきます。

今回想定している中では、一定の搬入停止等の適用については想定しておりますが、許可の取消し等については基本的には想定しておりません。我々としては、事業者等の分別収集の徹底が図られることが第一と考えておりますので、行政指導を行いながら、別表の基準により、搬入停止等を行う考えであります。ただ、明らかに改善を全くする気がない事業者が仮にいた場合は、基準の第8、その他により取消しを行うことは可能であると考えております。

○総務課長（横山雄一） それでは、聴聞の主催者でございますが、柳泉園組合といたしましては、事務局長の職にある者を主催者とする予定としております。

○3番（村山順次郎） 事務局長の職にある者ということで、受け止めて解釈すれば、この場合でいうと、助役が主催者になる場合があり得るということかなと思いました。基準がない段階から比べますと、審査委員会が調べて、その処分の適正性を担当任せにせず、もちろん今までもそうだったと思うのですが、公正な処分を審査して、かつ、処分をされる、この場合でいえば事業者さんということになると思いますが、その方の一定の主張、意見を聞く場面もつくられてということだろうと思っておりますので、必要なものを整えていただいたということかなと受け止めております。

○議長（三浦猛） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 討論省略と認めます。

これより議案第1号、柳泉園組合行政手続条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三浦猛） 挙手全員であります。よって、議案第1号、柳泉園組合行政手続条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦猛） 「日程第8、議案第2号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例

の一部を改正する条例」と「日程第9、議案第3号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は関連がございますので、一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 御異議なしと認めます。それでは提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第2号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例及び議案第3号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

両議案は、令和2年東京都人事委員会勧告に準じ、東久留米市において昨年12月に職員の給与に関する条例の一部改正が行われました。当組合においても同様の改正を行うため、条例の整備を要することから、御提案申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長（横山雄一） それでは、補足説明を申し上げます。

まず、議案第2号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案書より2枚ほどおめくりいただきまして、議案第2号資料でございます。条例の新旧対照表を御覧ください。

今回の条例改正は、会計年度任用職員の期末手当支給率を年間0.1月引き下げるものでございます。第16条第2項において、期末手当の6月及び12月に支給する支給月数1.3月を0.05月引き下げ、1.25月とし、年間2.5月とするものでございます。

施行期日は令和3年4月1日からとなります。

続きまして、議案第3号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案書より2枚ほどおめくりいただき、議案第3号資料、条例の新旧対照表を御覧ください。

今回の条例改正につきましては、職員の期末手当支給率を0.1月及び再任用職員の期末手当支給率を0.05月引き下げるものでございます。第22条第2項、職員の期末手当の6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数1.2月をそれぞれ0.05月引き下げ、1.15月とするものでございます。

次に、同条第3項ですが、再任用職員の期末手当について、6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数0.675月をそれぞれ0.025月引き下げ、0.65月とするものでご

ざいます。

附則の第1項。施行期日は公布の日からとなります。

第2項、令和2年度に支給する3月分の期末手当について、職員は0.2月を0.1月に、再任用職員は0.1月を0.05月とするものでございます。

なお、この給与改定につきましては、職員組合と令和2年12月28日に協定書を締結しております。

補足説明は以上でございます。

○議長（三浦猛） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案第2号及び議案第3号に対する質疑を一括してお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○8番（山崎美和） 議案第2号の会計年度任用職員のほうで質問いたします。

会計年度任用職員は今年初めて行った制度ですけれども、この制度を取り入れるに当たって、議会での議論の中でお伺いしたのでは、年間の総額が変わらないようにするために、当時2.6か月分の期末手当を付与する代わりに基本の給料を下げたという経緯があったと認識しております。そのときにお伺いしたとき、それで年間の総額で嘱託員だったときと会計年度任用職員との間にどれくらいの収入の差があるのかと聞きましたら、1万円ほどのアップですということをお伺いしております。そのときに、会計年度任用職員、そもその趣旨は、待遇改善なのにそこまでやり切れていないなと思ったことを覚えているのですけれども、それでここに来て、この期末手当を下げるということにすると、影響額としてどれくらいになるのかということですね。つまり、年間の総額なのですけれども、嘱託員のときの年収と比較してどうなるのかということをお伺いしたいのが1点です。

それから、先ほど職員組合との協定書が交わされているということをお伺いしましたけれども、会計年度任用職員がその組合に入っているのか、どういう経緯で入っているのか、どうやって意見を聞いているのか、その辺りの状況をお伺いいたします。

○総務課長（横山雄一） それでは、まず、会計年度任用職員の期末手当引下げに伴う影響額でございますが、正確な数字は今持っていないのですが、1人当たり恐らく2万円程度だと思っております。

次に、職員組合の関係でございますが、会計年度任用職員におきましては、職員組合には加入しておりません。

○8番（山崎美和） ありがとうございます。1人2万円の影響額ということは、年収で

いったら嘱託員のときよりも1万円下がるという計算でよろしいのでしょうか。確認いたします。

それから、会計年度任用職員は職員組合にはたしか入れない仕組みだということを以前、調べていて知ったのですけれども、そのような状況であるのに、人事院勧告で出されたものを職員組合が合意したから会計年度任用職員にもそれを適用するということが可能なのかなというのを、私、大変疑問に思うのですけれども、御見解を伺います。

○総務課長（横山雄一） まず、影響額につきましては、議員おっしゃるとおりだと認識しております。また、適用に関しましては、当組合においては、東京都の人事委員会勧告を基に適用しておりまして、また職員組合に関しては、職員組合からも会計年度任用職員に関して、一定程度の要望等、要求等がございますので、職員組合と協定書を結んだ結果、このような対応となっております。

○8番（山崎美和） 意見になってしまうのですけれども、人事委員会勧告の内容というのは、民間企業の支給割合が、民間企業の給与の調査をしていたら、今回だと都の職員よりも0.08%差があった、だから公務員のほうもそれに合わせましょうということだったと思うのですね。そこから見ても、柳泉園組合の会計年度任用職員の場合に、そういう実態があるのかというのを見ると、全く違うことなのではないかなというのを大変感じて、ここに人事委員会がそう言ったから機械的に当てはめるというのは問題があると感じます。こういうときはやはり、そもそもの会計年度任用職員の趣旨から見ても、1万円、逆に嘱託員のときより下がってしまうということになってしまう。そういうところもよく見て、柔軟に対応すべきだったのではないかなと思うのですね。年間の収入を減らされないように、ここは2.6か月のまま、100分の130ですか、そのままやるべきなのではないかと強く思います。御意見を伺いたいと思います。

○総務課長（横山雄一） 今、議員おっしゃったのは意見としてお受けいたしまして、柳泉園組合といたしましては、基本的には人事委員会勧告に準じて給与改定、または東久留米市と同様な改定を行っているものですから、そのような対応を毎年させていただいている状況です。

○議長（三浦猛） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 以上をもって質疑を終結いたします。

これより議案第2号に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反

対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 討論省略と認めます。

これより議案第2号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三浦猛） 挙手多数であります。よって、議案第2号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これより議案第3号に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 討論省略と認めます。

これより議案第3号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三浦猛） 挙手全員であります。よって、議案第3号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦猛） 「日程第10、議案第4号、令和2年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第4号、令和2年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額26億3,246万5,000円に対し、歳入歳出それぞれ8,707万2,000円を追加し、予算の総額を27億1,953万7,000円とさせていただくため、御提案申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろし

くお願い申し上げます。

○総務課長（横山雄一） それでは、補足説明を申し上げます。

補正予算書の2ページ、3ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ表に記載する金額で、歳入歳出それぞれ8,707万2,000円を増額し、27億1,953万7,000円とするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

事項別明細書、2の歳入でございます。まず、款5繰入金、項1基金繰入金、目1環境整備基金繰入金は、2,004万9,000円の減額でございます。減額の理由は、充当する事業が契約確定に伴い減額したことによるものでございます。

次に、目2職員退職給与基金繰入金は2,374万2,000円を増額でございます。こちらは、今年度末に職員1名が退職するため、その退職手当に充当するものでございます。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金は6,920万7,000円を増額でございます。増額の主な理由といたしましては、歳入のごみ処理手数料、資源回収物売払及び電力売払代の増加、また歳出の契約差金等の不用額によるものでございます。

次に、款7諸収入、項2雑入、目1雑入、節3電力売払は2,300万円の増額補正でございます。増額の理由ですが、処理量の増加及び効率的な発電により売電量が増加したことによるものでございます。

次に、節7その他雑入は、説明欄記載のスポーツ振興くじ助成金が882万8,000円の減額でございます。こちらは助成額減額によるものでございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。

3の歳出でございます。まず、款2総務費、項1総務管理費、目1人件費は、2,515万7,000円を増額でございます。増額理由につきましては、人事異動に伴う増額及び工事立会い等が想定以上に増加したことなどに伴い、時間外勤務手当が増額したことによるものでございます。また、退職手当につきましては、先ほど繰入金で御説明させていただきました退職者1名分の退職手当でございます。

目2総務管理費、節24積立金は、説明欄記載の清柳園解体事業基金に3,500万円を積み立てるものでございます。こちらは繰越金の補正に計上した剰余金6,920万7,000円の2分の1に相当する額を積み立てさせていただくものでございます。

次に、目3施設管理費、節14工事請負費は、説明欄記載の清柳園電気集塵機撤去工事

995万8,000円の減額でございます。こちらは契約差金となっております。

次に、目4厚生施設管理費、節14工事請負費は、説明欄記載のテニスコート等改修工事2,010万5,000円の減額でございます。こちらにも契約差金となっております。

次に、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費141万5,000円の減額でございます。こちらの減額につきましては、総務費、人件費の不足分を賄うための減額でございます。

次に、目2ごみ管理費、節12委託料は、説明欄記載の柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業200万円の増額でございます。こちらは、焼却量増加に伴い、変動費が増額したことによるものでございます。

次に、目3不燃ごみ等管理費、節12委託料は、説明欄記載の破碎処理物輸送作業委託が200万円の増額、不燃物再利用（ガス化溶融委託）が250万円の増額でございます。こちらはいずれもごみの処理量増加に伴う増額補正でございます。

次に、款5予備費、補正額5,189万3,000円、こちらは本補正に伴う調整分でございます。

補足説明につきましては以上でございます。

○議長（三浦猛） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案第4号に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○1番（野島武夫） テニスコートの改修工事ということで、外を見ると4面できていて、5面目が工事中なのかな。すばらしいものができるなど、今見させてもらっています。

それで、質問は2つありまして、ここで契約差金で減額になっているので、当初予算規模、この改修工事の予算はどのぐらいで出していて、1コート当たり大体、オムニコート化するに当たって、それを5で割ればいいのか、あと1コートがあるから。1面当たり、オムニコート化、人工芝化するのに幾らぐらいだったのか。

それから、予約等が始まっていると思うのですけれども、予約の状況というのですか、オムニコート化することで今後稼働率も上がって、予約されて雨が降ってもすぐにできるような形で、いい形になると思うのですけれども、その辺の状況を教えてください。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、御答弁申し上げます。

まず、テニスコートの人工芝化に伴いまして、1面当たり幾らぐらいでできるのかということですが、契約額が6,886万円でございます。テニスコート5面プラス練

習板、これは約半面ございますので、そのようなことを考えますと、1面当たり1,200万円程度ではないかと計算をさせていただいております。

それから、予約状況でございますが、現在、4月分まで予約が可能となっております。今朝、状況を確認しましたところ、夕方5時までの時間帯は全て入っております。4月は5時から6時、1時間だけお使いいただける時間があるのですが、そちらのほうも約8割ほど埋まっているような状況でございますので、これは平日も土日も全てでございます。予想以上に予約いただいていると感じております。

○1番（野島武夫） ありがとうございます。

○議長（三浦猛） ほかにございますか。

○6番（稲垣裕二） 歳出のほうで12ページになります。款5予備費についてです。

お尋ねをさせていただきたいと思うのですが、一般的な考え方で言うと、予備費というのは予算上ないもの、あるいは予算はあるけれども足りなくなるもの、そういうものに充用するために予備費はあるのかなと、イメージとしてですね。私、予算書の見方とか予算というのがよく分かっていないので少しお尋ねをさせていただきますけれども、私の認識はそういうような認識をしているのです。今回、最終補正になるかと思いますが、ここで予備費が増額をされているということで、御説明では調整でと、このようなニュアンスのことでおっしゃられたのかなというふうに、正確に聞こえなかったのですが、そのようなことをおっしゃったのかなと思っているのです。

本来の予備費の趣旨を考えると、今ここで増額をするということは、これから会計年度最終月3月末までに何か不測の事態でも予想されていて、それで予備費を増額しておかないとまずいなと、こういうことで増額をされたという認識を一般的には受けるのですよ、通常の前備費の考え方という。それで、改めてこの前備費が5,000万円以上増額されている、その意図をお教えいただければと思います。

○総務課長（横山雄一） それでは、前備費の補正額についてお答えいたします。

柳泉園組合におきましては、財政調整基金を設けていないことから、調整につきましては、全てこれまで前備費で行ってきております。前備費の今後の支出に関しては、想定はしておりません。前備費に入ること最終的には翌年度の繰越金として入りまして、関係市の負担金に戻っていくものだと考えているところでございます。

○6番（稲垣裕二） 今、御答弁をいただきました。総務課長のほうで、「柳泉園組合においては」と、こういうような冒頭のお言葉がありました。当組合ではなく、柳泉園組合

は基本的に地方公共団体ですから、柳泉園組合においてはではなくて、全国共通の認識で取り組まなければいけないのだと私は思っています。ここだけが特別なのだということはあり得ないと思うのです、特別地方公共団体なわけですから。そうすると、何を基準に全国統一見解をしなければいけないのかというと、それは法律なのです。法の下において予備費というのは地方自治法上ではどう規定をされているのか。財政調整基金代わりに調整をしていいですよとどこかに書いてあるのですか。書いてあるのだったら教えてください。

○総務課長（横山雄一） そのように明確には書いていないと思います。

○6番（稲垣裕二） そうすると、全国共通の認識でいうと、予備費というのは地方自治法上、予算外の支出または予算超過の支出に充てるためと、こう書かれているわけですよ。だけど、独特の解釈をしてやっているということは、本来の予備費の予算のつくり込み方からいうと、私は違うと思うのですよ。なおかつ、総務課長自身が調整機能があるなんて書いてありませんと、こう言ってるわけです。だとすると、この予算のつくり込みというのは、私は少し違うのではないかと思っているのですが、多分これ見解を求めても、提案しているからこれで正しいのだと思って提案しているのだと思うのですよ。そうすると、やはり別の件でもいろいろ申し上げたことはありますが、予算の編成上、しっかりと私は協議をすべきだと思いますよ。また弁護士に相談すると始まるのかもしれないですけど、私はこれは違うと思っていますので、このことについては関係市と協議をしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（三浦猛） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 以上をもって質疑を終結いたします。

これより議案第4号に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 討論省略と認めます。

これより議案第4号、令和2年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三浦猛） 挙手全員であります。よって、議案第4号、令和2年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦猛） 「日程第11、議案第5号、令和3年度柳泉園組合経費の負担金について」と「日程第12、議案第6号、令和3年度柳泉園組合一般会計予算」については関連がございますので、一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第5号、令和3年度柳泉園組合経費の負担金についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同規約第14条の規定により、負担金の算出方法及び関係市の負担金の額について定めるものでございます。

続きまして、議案第6号、令和3年度柳泉園組合一般会計予算の提案理由について御説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ26億2,407万4,000円で、前年度に比べ29万1,000円の減でございます。予算編成に当たりましては、関係市及び柳泉園組合を取り巻く財政状況が極めて厳しい状況にございますので、財源の確保と経費の節減などによりまして、関係市負担金は12億2,339万5,000円で、前年度に比べ4万7,000円の減となり、可能な限り負担金を抑えることに努めました。なお、令和3年度の主な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦猛） 恐れ入れます。ここで暫時休憩いたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時06分 再開

○議長（三浦猛） 休憩を閉じて再開いたします。

○総務課長（横山雄一） それでは、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第6号資料、令和3年度一般会計予算資料と題した書類を御覧ください。

本資料につきましては、令和3年度の事業計画で、予算見積りの根拠となっております。各施設の処理計画及び主な事業等につきましては、先ほど管理者より施政方針の中で申し上げましたとおりでございます。本資料では、議案第5号、令和3年度柳泉園組合経費の負担金についてに関連がございますので、その負担金の算出方法について御説明させていただきます。

それでは、一般会計予算資料の19ページを御覧ください。柳泉園組合負担金の計算方法でございます。関係市の負担金の負担方法及び私車処分費の取扱いにつきましては、前年度と同様の計算方法で算出しております。

次に、20ページを御覧ください。令和3年度柳泉園組合負担金の計算式でございます。まず、令和3年度の歳出予算額を財産的経費及び経常的経費に分け、さらに財産的経費は公債費と公債費以外の経費に分けます。この公債費以外の経費には、報酬、積立金、工事請負費、クリーンポート長期包括運営管理事業の大規模補修のうち、更新事業に係る経費などとなっております。なお、負担金以外の歳入の取扱いにつきましては、財産的経費の総額から差引きをします。

1は、財産的経費の公債費に係る負担で、公債費から歳入を控除し、その残額を清瀬市及び東久留米市は4分の1、西東京市は4分の2の負担でございます。西東京市の4分の2の負担については、合併前の事業に係る起債でございますので、2市分を負担しているものでございます。なお、起債の償還につきましては、令和4年度に完済となる予定でございます。

2は、公債費以外の財産的経費に係る負担で、公債費以外の経費から歳入を控除し、その残額を各市それぞれ3分の1で負担していただいております。

なお、令和3年度は財産的経費の総額より負担金以外の歳入総額が上回っているため、計算上ではマイナスとなっております。

次に、3は、経常的経費に係る負担で、ごみ処理費、し尿処理費、共通経費と区分いたします。共通経費は総務費及び予備費の合計となり、ごみ、し尿の関係市の搬入割合での負担となります。ごみ処理費分としての負担は、ごみ処理費に按分した共通経費を加え、関係市の令和元年度の公車のごみ搬入実績量の割合で算出いたします。

し尿処理分としての負担は、し尿処理費に按分した共通経費を加え、関係市の令和元年度の公車のし尿搬入実績量の割合で算出いたします。

4は、東久留米市環境整備負担金に係る負担で、2,900万円を、清瀬市及び西東京市

の令和元年度のごみ及びし尿の搬入実績量の割合で、それぞれ2市に負担していただきます。

次に、21ページを御覧ください。5の負担金(1)私車処分費精算前の負担金の表は、財産的経費、経常的経費及び東久留米市環境整備負担金のそれぞれの内訳と合計で、表に記載のとおりでございます。

(2)私車処分費精算後の負担金の表でございます。精算する私車処分費は令和元年度からの繰越金に含まれておりますが、負担金の計算では私車処分費は除いて算出し、ここで控除しております。関係市の負担金の内訳は、それぞれ表に記載のとおりでございます。

6の表につきましては、令和3年度の負担金と前年度の負担金を比較したものでございます。内訳はそれぞれ表に記載のとおりとなっております。

それでは続きまして、一般会計予算について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案第6号、令和3年度柳泉園組合一般会計予算と題した予算書を御覧ください。

まず、予算書の2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算は款項の区分における予算で、予算額はそれぞれ記載する金額でございます。

続きまして、7ページから9ページにかけて事項別明細書となっております。1の総括につきましては表に記載のとおりでございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。2の歳入でございます。

まず、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金は、予算額12億2,339万5,000円で、前年度に比べ4万7,000円の減となっております。関係市の負担金につきましては、11ページの説明欄に記載のとおりでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、こちらの施設使用料につきましては、厚生施設の使用料が指定管理者制度導入に伴い、予算計上がなくなっております。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、予算額5億9,093万8,000円で、前年度に比べ1,611万2,000円、2.7%の減でございます。減の理由ですが、直接持ち込まれるごみの搬入量が前年度に比べ減少したことによるものでございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1ごみ処理費国庫補助金の165万円は、焼却灰及び排ガス中の放射性物質濃度等の測定費用に対する国の補助金でございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。

款5繰入金、項1基金繰入金、目1職員退職給与基金繰入金の4,718万8,000円は、定年退職者2名分の退職手当に充当するものでございます。また、目2清柳園解体事業基

金繰入金の3,461万9,000円は、清柳園焼却施設解体実施設計委託に充当するものでございます。

次に、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は3億1,800万円で、前年度に比べ8,200万円、20.5%の減でございます。こちらにつきましては、令和2年度の決算見込みにおいて、歳入では施設使用料及びごみ処理手数料が減額、歳出では不用額が減少したことが主な要因でございます。

次に、款7諸収入、項2雑入、目1雑入、予算額が2億5,602万3,000円で、前年度に比べ1,573万6,000円、6.6%の増でございます。増の主な理由につきましては、節1の資源回収物売払及び節2の回収鉄等売払においては、単価及び資源化量の減少、またスポーツ振興くじ助成金が減額となっておりますが、電力売払が6,000万2,000円増加したことによるものでございます。

続きまして、14、15ページを御覧ください。

款7諸収入、項3受託事業収入、目1受託事業収入は、予算額1億5,192万4,000円は、小平・村山・大和衛生組合の広域支援に伴う受託料でございます。受入れ予定量は3,998トンとしております。

続きまして、16、17ページを御覧ください。3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1人件費は1億7,358万1,000円、前年度に比べ4,416万1,000円、34.1%の増でございます。増の主な理由は、節3職員退職手当等で、助役及び定年退職者2名分の退職手当が増加したこと、また指定管理者制度導入に伴い、厚生施設の会計年度任用職員分の人件費が減少したことによるものでございます。

続きまして、18、19ページを御覧ください。

目2総務管理費、予算額が2億1,019万6,000円で、前年度に比べ1億2,452万8,000円、145.4%の増でございます。増の主な理由ですが、21ページ、節24積立金で、清柳園解体事業基金積立金1億2,200万円増額したことによるものでございます。また、19ページに戻っていただきまして、節12の委託料で、新たに令和4年度からの一般廃棄物処理基本計画を関係市と合わせ策定するため、策定業務委託545万円を計上しております。

続きまして、20、21ページを御覧ください。

目3施設管理費、予算額が1億1,528万8,000円で、前年度に比べ476万9,000円、4.3%の増でございます。増の主な理由でございますが、節12委託料で、

清柳園焼却施設解体実施設計委託3,461万9,000円及び節14工事請負費で、非常用照明電源装置更新工事1,353万円が増額したことによるものでございます。

続きまして、22、23ページを御覧ください。

目4厚生施設管理費は、予算額1億1,591万1,000円で、前年度に比べ1億3,978万3,000円、57.7%の減でございます。減の主な理由ですが、指定管理者制度導入に伴う減でございます。なお、指定管理料といたしまして、8,049万9,000円を計上しております。

続きまして、款3ごみ処理費、次のページへ行きまして、24、25ページを御覧ください。目2ごみ管理費、予算額が12億1,043万6,000円で、前年度に比べ848万7,000円、0.7%の増でございます。増の主な理由ですが、節12委託料で、焼却残渣輸送作業委託が輸送量増加に伴い、477万2,000円の増、また柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業が処理量増加に伴う変動費の増で837万9,000円の増となっております。また、節13使用料及び賃借料で、新たにクリーンポートごみ計量器更新借上料468万6,000円を計上しております。

次に、目3不燃ごみ等管理費、予算額が1億9,763万9,000円で、前年度に比べ834万6,000円、4.4%の増でございます。増の主な理由ですが、27ページを御覧ください。節12委託料で、新たに粗大ごみ処理施設耐震診断委託319万円及び不燃・粗大ごみ処理施設等維持管理計画策定委託551万1,000円を計上したこと、また不燃・粗大ごみ処理施設において火災や爆発事故が発生していることから、その対応として、粗大ごみ処理施設運転業務委託において手選別での不適物除去の徹底を図るため、運転日数を週4日から週5日にしたことで349万8,000円増加しております。また、小型家電の搬入増加に伴い、解体作業のため、新たに小型家電解体業務委託100万1,000円を計上したことで増加しております。

次に、目4資源管理費は9,712万9,000円で、前年度に比べ2,164万3,000円、18.2%の減でございます。減の主な理由ですが、節10需用費で修繕料（一般）及び節12委託料でリサイクルセンター運転業務委託が増額しておりますが、節10需用費の修繕料（定期点検）、リサイクルセンターの定期点検整備補修費用が2,044万7,000円の減額、節14リサイクルセンター空調設備更新工事が750万円減額となったことによるものでございます。

次に、目5し尿管理費ですが、予算額3,302万6,000円で、前年度に比べ170万

7,000円、5.5%の増でございます。増の主な理由ですが、節10需用費の修繕料（定期点検）で、し尿処理施設の定期点検整備費用が351万8,000円の増、また光熱水費や修繕料（一般）は減額したところでございます。

続きまして、28、29ページを御覧ください。

款4公債費、元金及び利子の合計の予算額は4,825万6,000円で、前年度に比べ3,081万8,000円、39.0%の減でございます。減の主な理由ですが、緑化整備事業2件が償還終了したことによるものでございます。残りの償還件数は5件となっており、令和4年度で全て完済する予定となっております。

次に、款5予備費は2億2,300万円で、前年度に比べ200万円、0.9%の減でございます。減の主な理由ですが、私車処分費の精算予定額が減となったことによるものでございます。純然たる予備費は約1,200万円で、前年度とほぼ同額でございます。

続きまして、30ページから33ページまでは給与費明細書でございます。内容は記載のとおりでございます。

次に、34ページには、債務負担行為に関する調書で、内容は記載のとおりでございます。

35ページには、地方債に関する調書で、こちらも内容は記載のとおりでございます。補足説明は以上でございます。

○議長（三浦猛） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで休憩をいたします。

午後 2時26分 休憩

午後 2時39分 再開

○議長（三浦猛） 休憩を閉じて再開いたします。

これより議案第5号及び議案第6号に対する質疑を一括してお受けいたします。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） まず1点目ですが、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目3不燃ごみ等管理費の不燃・粗大ごみ処理施設耐震診断業務委託について、経過は議論があるところですが、あらまし、概要を御説明いただければと思います。これが1点目です。

2点目は、午前中議論がございましたリチウムイオン電池の関連でお聞きをしたいと思います。私ども、ごみの発生を生産段階から削減するためにも、現行制度、ある程度自治

体と住民にその処理の負担が押しつけられているものを、OECDも勧告している拡大生産者責任の強化で見直していく必要があると思っております。この顕著な事例がリチウムイオン電池ではないかと思えます。

東京消防庁のホームページによると、令和元年度ですけれども、モバイルバッテリーなどで使用しているリチウムイオン電池関連の出火、火災は102件ということで、前年と比べて20件増で、年次の件数は紹介しませんが、増加している状況であります。日本容器包装リサイクル協会、これは民間の再生処理施設も含めた数字だと思えますけれども、全国で排煙、発火トラブルが起こったものは、これも増加しております、2017年56件、18年130件、19年が301件ということで急増している状況です。これはリチウムイオン電池以外のものも含んでいるのですけれども、要因としては、このリチウムイオン電池が使われているスマートフォンや充電式モバイルバッテリーが原因の一つと言われております。

紹介はこのくらいにして、関係市と柳泉園組合において、JBRCさんがやっている回収などの御紹介もして、分別回収を推進していくということは、これは後藤議員が質問されていて、私も同感なので、それはそれでやっていただきたいということなのですが、もう1つは、国と東京都に対して、拡大生産者責任を強化する意味で、市町村広報・周知、主には広報・周知、どこで分別回収できるかなどが対策ですけれども、広報・周知について国からJBRC等を通じてしっかり広報していただく、回収拠点も増やしていただく、そういう対策を要望していく、求めていく。こういうことが柳泉園組合、関係市等の協力の中でできることを推進しつつも、一方でやはり国、東京都に対して要望していくということが重要ではないかなと思うのですが、この間の取組など、あるいは今の意見についての見解などがありましたら、お聞きをしておきたいと思えます。

3点目で、これで最後ですけれども、令和元年8月1日付の事務連絡ということで、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課発で、各都道府県を通じて、各区市町村一部事務組合担当課長へということで、リチウムイオン電池の適正処理についてという連絡がございます。この辺には処理体制の適正化とか排出方法の周知とかということが項目としてあるのですが、3点目で、一般社団法人JBRCが行う回収リサイクル活動の活用検討という項目があって、少し省略しながら読みますが、「市町村が収集した小型充電式電池（リチウムイオン電池を含む）の回収も行っている、活用について検討すること」と書いているのです。先ほどの午前中の御答弁によると、分別をされずに不燃ごみ等

で柳泉園組合に持ち込まれたリチウムイオン電池は、場合によっては100%ではないにしても分別されて、他の電池と一緒に処理されているというお話だったと思うのです。ここに処理費用が生じていると思うのですね。これがJBRCで処理してもらえらるのだとすれば、もしかしたら処理コストの低減につながるのかどうか。先ほど聞いていてそう思ったので、そういうお考えがあるのか、私の認識が合っているのかも含めて御答弁いただければと思います。3点です。

○資源推進課長（濱野和也） それでは、まず耐震診断に関して御報告申し上げます。

現在の耐震診断基準は昭和56年6月1日に改正されたものであります。不燃・粗大ごみ処理施設は昭和50年2月から稼動し始め、現在に至っておりますが、その間、二度にわたる改造が行われまして、第1回目の改造後は昭和59年からの稼動、第2回目の改造後は昭和61年からの稼動となっております。建築確認につきましては、東京都多摩建築指導事務所にて台帳記載事項証明を確認した結果、二度の改造工事の確認済証発行が昭和58年12月以降であることから、新耐震基準に対応できているものと判断できます。ただし、当初の建物部分の確認済証発行が昭和49年11月であることから、旧耐震基準には適合しておりますが、新耐震基準に適合しているのかどうかという判断はできない状況であります。施設内では手選別作業等の業務を行っており、今後予定される施設更新までの間、作業員の安全確保が必要となることから、施設が新耐震基準に適合しているのかどうか、耐震診断の実施を行うというものでございます。

続きまして、2点目のリチウムイオン電池の関係でございますが、こちらに関しましては、まずリチウムイオン電池の対応につきましては、柳泉園組合、関係市ともども、排出する場合はこのような危険性があるので適切に出してくださいということで広報は進めておりますが、この辺、3点目のほうにも関係するかもしれませんが、JBRCに関してですが、関係市では、午前中答弁させていただきましたけれども加入しています。柳泉園組合では現状まだ加盟はしておりません。

柳泉園組合から搬出するリチウムイオン電池等というのはあくまで不燃ごみに混入したものであるということで、市で回収してある小型家電のところから出てきた単品でのリチウムイオン電池とは少し取扱いが柳泉園組合の場合は違うということですので、その辺、柳泉園組合もそうですけれども、それ以上にそのようなものを回収する関係市の人たちも日頃から御努力されている、そのようなこともございますので、その辺は今後4団体で協議しながら、JBRCに関してもそうですけれども、適切に処理できるのかどうか、そして例え

ばJBR Cに柳泉園組合が加盟することによってコスト的に少し経費が下がるのかどうか。ただ、JBR Cへ出す際には絶縁作業というのも必要になろうかと思っておりますので、その辺の人件費等も踏まえて、令和3年度には4団体でそのような協議もしながら、今後活用できればと考えております。

○3番(村山順次郎) この間、耐震診断をやってほしいというお話をさせていただいて、それを検討するという事になって、今、予算審査段階でございますので、予算規模も分かってきているので、スケジュールあるいは建物についてどういう耐震診断をやるのかとか、そういう詳細、概要を教えてほしかったのです。前段のところはもう既にこの間ずっと議論しているところで、御答弁もいただいているので、あの建物の状況ということは分かっているのです。それがこの予算審査段階で予算を計上していただいて、どうやってやるのかということをお聞きしているのです、その要領について御答弁をもう一度お願いしたいと思います。

2点目も、国や東京都に拡大生産者責任の立場で、柳泉園組合としても要望をしていくべきではないですか、この間、要望等されているのか、今後されていくお考えがあるのかというところで、広報、周知等の取組はしながらですよ、それとは別に、柳泉園組合で全てのことができるわけではないので、なかなか現実問題としてはリチウムイオン電池を分別回収するべきということ、実際どう回収するのかというところが、市民の皆さんに完全に行き渡っているわけではないという現実があるからこそ、柳泉園組合の中でもそれが原因になって火災等が発生する現状があって、今回、その対策のための予算増額もされていて、これは柳泉園組合が負担せざるを得ない状況になっているわけですね。これを拡大生産者責任の下で、国に対してもしっかり取組をしてくださいと言うべきではないかなと思うのですが、いかがですかという質問です。

3点目は分かりました。やや早合点、そう簡単なものではないということも分かりましたので、可能性があるようでしたら御検討いただきたいという要望だけしておきます。

最初、私、申し訳ない、質問を1個するのを忘れまして、議長のほうでもし問題があるようだったら整理していただければと思います。

厚生施設の問題です。来年度から指定管理者制度が導入されると。今年度においては、この間、大規模改修も行われ、テニスコートもきれいに改修されたと。柳泉園組合における厚生施設は、経過はあるわけですがけれども、非常に大きな折り返し地点というか転機に立っているのかなと思います。

この間、施設管理課長を務めていただいている山田さんにちょっとお聞きしたいと思うのですが、私は、柳泉園組合における厚生施設の役割というのは、この柳泉園組合が果たすべき役割の点からも非常に重要な役割があると思います。特に、前段述べました「安心」、これを醸成するための非常に重要なものだろうと思っております。安心というのは言い換えれば信頼ということだろうとも思います。それを支える一つの大事な施設だと思っております。平成30年から令和元年、2年と3年間、課長を務めていただいて、この間いろいろありましたけれども、御尽力をいただいている、そここのところの感謝を申し上げて、厚生施設の役割について御見解を伺います。

○資源推進課長（濱野和也） 第1点目の耐震診断ですが、まず実際にこのようなことは人の生命にも関わることで、予算がもし確定した場合ということで、作業のほうは4月に入ってすぐに入札等を行って、即座に進めていきたいと考えております。

耐震診断の結果、新耐震基準等に達していなかった場合、ただその場合はもう一度柳泉園組合で協議、検討して、それを例えば新耐震に対応するような、今後の先もございますので、予算的な面も関係してきますので、その辺は十分に柳泉園組合内で協議を行っていききたいと考えております。

それと、国に対してのリチウムイオン電池等の関係ですが、やはりこれはどこの施設も非常に頭を悩ませている難題でもございます。そのような意味では、幾ら柳泉園組合等、このような中間処理場及び収集する側がやっても、やはりこのような事故等は起こりますので、その辺は村山議員が言われるように上のほうにどんどん投げかけをして、少しでも改善になればと思いますので、その辺は柳泉園組合内でやはり協議をしながらやっていきたいと考えております。

○総務課長（横山雄一） 少し補足となりますが、国や都への要望ということでございます。

もちろん当組合としては現時点では要望はしておりませんが、市長会の下部組織である三多摩清掃施設協議会というところに我々は加盟しております。その中では毎年、東京都に対して予算要望ということで、様々な廃棄物に関することを要望しているところでございます。その中において、リチウムイオン電池関係の案件を要望している状況であったと認識しているところでございます。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、厚生施設の役割ということで御答弁させていただきたいと思っております。

私が3年間こちらで課長をやっていて厚生施設を見て思ったことは、非常に皆さん、お越しにいただいているお客様が、御自分のお宅のような感じでお越しにいただいている方が非常に多いなと感じております。その分、家族に言うような御要望等も多くて、こちらとしては当惑してしまうようなこともあるのですが、皆さん、横のつながり、お客様同士のコミュニケーションがすごく取れておりますので、皆さん非常に仲よくお使いいただいで、何か事故があったときなどもお客様がまず対応していただいているというところがあったと思います。そのような中で、やはり柳泉園組合にとって一番大切なのは近隣の住民の皆様でございますので、久留米西団地にお住まいの方、久米川グリーンランドにお住まいの方、皆様そちらのほうで仲間になって、またお風呂で会うのが楽しみ、プールで会うのが楽しみといったようなお客様も多くお見えになられているのではないかと思います。

今回、指定管理者になりまして、ますます機能的に機敏にお客様のサービスを行っていただけるようになると思いますので、我々も今までの経験を生かしながらアドバイスをし、一緒に議論をしながら、よりよい施設にしていただけたらと思っております。拙い答弁で申し訳ございません。

○3番（村山順次郎） この間の御尽力に改めてお礼を申し上げたいと思います。

耐震化のところは、フローチャートでいえば、耐震性能ありという場合と耐震性能なしという場合と分かれる、耐震診断をやった後にですね。分かれてどちらに行くかによって大違いなわけで、耐震診断結果についても、その後の対応についても来年度の中でのことだと思いますが、議会に対して適切に情報提供をいただけるようお願いをいたします。

リチウムイオン電池に関連して言えば、収集においても中間処理においてもコストもかかっておりますし、何より安全の問題でもリスクの一つになっております。その点でいえば、できる手だては取りながらも国等に要請をして、この場合は関係団体が取り組むことになるかと思うのですが、適切な対策の強化、これは機会を捉えて要望していただきたいということを申し上げて、また議会としてもできることは何か考えていきたいと思っております。

○議長（三浦猛） ほかにございますか。

○5番（森しんいち） まず、7ページの総括を拝見してですけれども、使用料、手数料は大分減になっていると。あと、繰越金も減になっているけれども、最終的な合計ではあまり金額が変わってないわけですが、これは確認なのですが、15ページに出ている受託事業収入、これでほとんど今回埋められてほぼ同じぐらいの金額になったという、

結果だとは思いますが、そういうふうな理解でいいのか。もう1点、この受託事業収入というのは、今回のってきているわけですが、今後どのようなことになるのか、その点も来年度以降、またあるのかなのか、どのような見通しなのかということをお尋ねします。

それと、21ページに清柳園焼却施設解体実施設計委託料が載っております。3,461万9,000円ですか。この金額を算出するに当たり、これは見積りか何かを取って、この金額の根拠は見積りなのだということなのかなと思うのですが、であるなら見積りは何社ぐらいから取っているのかということをお尋ねします。

○総務課長（横山雄一） それでは、まず1点目の歳入について御答弁さしあげます。

歳入につきましては、森議員おっしゃるとおり、今年度におきましては、諸収入の受託事業収入において、小平・村山・大和衛生組合可燃ごみ処理受託料が1億5,000万円ほどございます。これによって歳入合計は微減となったところでございます。また、今後の受託料の予定でございますが、令和4年度から6年度にかけて約1億円ずつ、令和7年度に約6,000万円ほど予定しております。こちらはあくまでも予定となっております。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、御答弁申し上げます。

清柳園焼却施設解体実施設計委託、見積りは何社から取ったのかということですが、一応3社にお声がけをさせていただいております。それを私どもの営繕係のほうで精査をいたしまして、このような形で予算にのせさせていただいております。

○5番（森しんいち） ありがとうございます。

まず最初のほうですが、受託事業収入があって、たまたま微減で済んだということかと思うのですが、今後まだまだ翌年以降もあるのだというお話でしたけれども、これ、なくなりますよね、いずれ。なくなる時があるということ考えると、やはりそこら辺も少し頭の中に予算を組む中で入れておかなければいけないと思うのですよ。これ、毎年毎年ある程度これが見込めるからと、ずっと未来永劫あるのであればいいですが、なくなる時があるだろうというところをぜひ予算の中で頭の中に入れて予算組みをしていただきたいなということを、これは意見を申し上げさせていただきます。

それと、清柳園ですが、実施設計ですよ。これ、設計費用って実際そんなにかかってしまうものなのですか。3社からということなので、その3社の一番高いところと一番安いところとどれぐらいの差があったのかということもお尋ねしたいです。よろしくお願ひします。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、御答弁申し上げます。

見積もりの数字の件について、現在数字を持ち合わせておりません。大変申し訳ございません。ただ、この実施設計委託の内容につきましては、清柳園の解体撤去工事を発注するための解体実施設計委託、土壤汚染調査を委託するものでございまして、主な内容としましては、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づく清柳園の解体計画、設計、汚染物の分析調査の実施、それから土壤汚染対策法に基づきます土地の形質変更に伴う地歴調査、それから土壤汚染調査及び敷地内に残置されている可能性のある埋設廃棄物の存在の確認、埋設廃棄物の性状や違う地下水質の測定から、周辺生活環境保全上の支障の有無の把握と広範囲にわたっておりますので、このような金額になったと考えております。

以上の項目を調査、分析の結果を下に、清柳園焼却施設解体実施仕様書を策定し、解体に向けて予算を定めていきたいと考えております。

○5番（森しんいち） ありがとうございます。すみません、私も勉強不足でというか、お願いなのですけれども、実施設計だけと書かれると、これ、実施設計ではなくて、実施設計及び調査委託だというのだったら分かりやすいのですよ、我々も。私なんかもこれを見て、ああ、そうか、調査までなのだなと。設計だけだと随分高いな、この金額はというふうに思うので、そこら辺、少し書き方をまた検討していただくとありがたいなと思います。

○施設管理課長（山田邦彦） 大変失礼いたしました。今後、分かりやすい件名にさせていただくようにさせていただきたいと思っております。

それから、1点訂正をさせていただきたいと思っております。私、3社と申し上げましたが、5社からいただいていたと、訂正させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○5番（森しんいち） 終わります。

○議長（三浦猛） ほかにございますか。

○6番（稲垣裕二） まず最初に、予算編成のことそのものについてですけれども、前回の定例会で弁護士さんの報告等をいただく中で、最後に分かりやすい予算編成について関係市と協議をしていくと、こういうふうなお答えで最後の締めくくりをいただいております。当然、令和3年度の当初予算には反映できていないと思っておりますけれども、その後、事務連絡協議会等を通じて、関係市でこの点についてどういう協議がなされているのか、

この辺についてお知らせをしていただきたいと思います。

それから2点目として、10ページのごみ処理手数料についてです。ごみ処理手数料については柳泉園組合のごみ処理手数料条例の第7条で、手数料はごみ1キログラムにつき38円とすると、こういうふうに規定をされています。以前も少しお尋ねをさせていただいたかと思いますが、たしか一般廃棄物処理基本計画の策定等に合わせて、この38円の単価について、変わるかわからないかは別として、検討するかしらないか、そのようなやり取りがあったかなという記憶が定かではないのですが、改めてこの点の取扱いについて、今後どうなるのかお尋ねをさせていただきます。

それから、繰越金と予備費で、まず最初に予備費のほうを申し上げますが、予算の説明のときに、担当課長のほうから予備費について3億1,800万円ですと、純然たる予備費については約1,200万円ですと、こういう御説明があったのです。予算の説明書が提案者から出されていて、予備費というのは1項目だけなのですけれども、純然たる予備費というのは約1,200万円ですと。そうすると、純然たる予備費でない予備費が計上されていると、こういうことになるわけですよ。そうすると、公債費も純然たる公債費とそうでない公債費とがあるのかとかね。広げて言うと、歳出そのものが純然たる歳出とそうでない歳出があるのか、こういうことになってしまうのですよ。結論は、結局その予備費の中に留保分が入っているからそういう表現になるのだと思うのですよ。留保分が入っているか入っていないかということはともかくとして、その説明の仕方として、純然たる予備費という、そういう表現が議会本会議場の場で予算の説明をするに当たって正しい表現なのか。これについてきちんとした見解をお願いいたします。

その上で、繰越金と予備費についてです。今回の予算書の資料を拝見させていただきますと、予算書の資料の22ページだったかな、繰越金が今年度については3億1,800万円で、そのうちの私車処分費が入っていますので、実額で言うと9,524万5,000円となっているのです。これ、かなり細かい数字まで、当初予算における繰越金の実額が1,000円単位で計上、表向きは1,000円単位になっていないのだけれども、実額としては1,000円単位になっていて、これもおかしな話ですけれども、そうするとこの積算の根拠は何なのでしょう。

例えば、毎年度毎年度、前年度の繰越金が、実質収支額が毎年度これぐらいなので毎年度2億円ぐらい繰越金で計上していますと、こういうのでしたら、ずっとそういうような慣例的に来ていますということで何となくイメージが湧くのですが、令和3年度の繰越金

の実額が9,524万5,000円です。例えばその前年度を見ると、令和2年度の当初予算における繰越金の実額が1億8,496万円と倍ぐらの違いがあるのです。そうすると、毎年度毎年度、相当細かい繰越金というものを精査して予算を計上しているのだなど、すごいなど、こういうふうに見えるわけです。したがって、今回の9,524万5,000円の積み上げ根拠を御説明していただきたい。

同じような意味で、予備費も実額で1,197万3,000円と1,000円単位で純然たる予備費が計上されているのですけれども、これについてやはり毎年度毎年度その額が1,000円単位で変わっていくので、予備費ってどうしてそんな1,000円単位で毎年毎年変わっていくのかなど。数年前では1,984万円ということで、これ、平成30年度の当初予算ですけれども、約2,000万円近くの予備費を計上していて、今回は約1,200万円の予備費を計上していて、純然たる予備費のほうですけれども、予備費というのは毎年毎年かなりのぶれが生じているのですが、その算出の根拠について、どのようにされているのかについてもお尋ねをします。

○総務課長（横山雄一） それでは、予算編成に関連してでございます。

まず、関係市との協議状況でございますが、令和2年8月から10月におきまして、関係市と負担金の見直しについて協議しております。検討議題といたしましては、不用額の取扱い、財政調整基金の設置、東久留米市環境整備負担金について、また私車処分費の取扱いについてなどを協議しております。ただし、協議は結論には至らず、今後引き続き協議することとなっております。

続きまして、ごみ処理手数料の単価についてでございますが、令和2年度に再度算定を行っております。3年ごとにごみ処理手数料の算定を行っておりますが、今年度においては変更はしない、そのまま38円で行くことになりました。

次に、純然たる予備費ということでございますが、予備費につきましては、私車処分費約2億1,100万円が入っております。こちらについては、負担金の計算方法でも御説明したとおり、当組合の予備費には私車処分費精算留保分ということで計上しております。その関係で、それ以外のものを純然たるという言い方をしたところでございます。

次に、繰越金の積算根拠でございますが、繰越金につきましては、令和3年度においては、令和2年度の歳入歳出の見込みを精査した形で繰越金に計上しておるところでございます。

予備費につきましては、基本的に今年度においては前年度と同額程度を見込んだところ

でございます。そのほかは私車処分費となっているところでございます。

○6番（稲垣裕二） まず最初に、関係市との予算編成についての協議ということで、前回の定例会のときの御答弁も、分かりやすい予算編成をして、それが私が見ても分かるような予算書にしてもらいたいということで、今回それをすぐ反映は無理ですねという中で、そういうふうな形で前回終わっていて、そのことについては引き続き、分かりやすい、分かりやすいというのは変だな、科目を見れば分かるものを予算書にさせていただきたいということを申し上げておきます。結局、とどのつまりは、ここに行き着くのですよ。予備費だろうが繰越金だろうがですね。そこをやはりきちんと整理をしていただきたいなとは思っています。

同じことの繰り返しになるからあまり申し上げてもとは思いますがけれども、究極は留保額があるだとか、精算額であるだとか、それが表に出てこなくて、繰越金に入っていたり予備費に入っていたりするからおかしな話になるのだと今でも私は思っています。そのことはきっと誰かも言い続けて、変わるまで言い続けていくだろうと思いますし、仮にこの議選のメンバーが替わろうとも、皆さんはきっとそういうふうに思っていらっしゃると思うので、ずっとこれは改善されるまで、私は改善というか真の姿になるまでこれは言っていくべきことなのだろうなと思っております。今日はもうそれまでとさせていただきます。

手数料の38円については分かりました。3年に1回だったということですね。この38円のことについては、決める手続というのでしょうかね、その過程を改めて教えていただけますでしょうか。

○総務課長（横山雄一） それでは、ごみ処理手数料単価について御答弁申し上げます。

こちらにつきましては、3年ごとに過去の処理量及び最終処分費用を算出いたしまして、そこから単価を計上しております。今回につきましては、処理費用については若干下がっていたものですから、単価は変わらずにそのままにしました。こちらについては、事務連絡協議会及び管理者会議等で報告をして、決定したところでございます。

○6番（稲垣裕二） 分かりました。38円については、内部組織で検討して、積算して、現状とずれが出るかどうかによって38円なのか37円なのか、39円にするのかを決めているという認識を持っておけばよろしいのだということが分かりましたので、終わります。

○議長（三浦猛） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 以上をもって質疑を終結いたします。

これより議案第5号に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 討論省略と認めます。

これより議案第5号、令和3年度柳泉園組合経費の負担金についてを採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三浦猛） 挙手全員であります。よって、議案第5号、令和3年度柳泉園組合経費の負担金については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号、令和3年度柳泉園組合一般会計予算に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 討論省略と認めます。

これより議案第6号、令和3年度柳泉園組合一般会計予算を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三浦猛） 挙手全員であります。よって、議案第6号、令和3年度柳泉園組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

○議長（三浦猛） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和3年第1回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 3時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 三 浦 猛

議 員 後 藤 ゆう子

議 員 森 しんいち